

官報號外

大正九年七月六日 火曜日

印 刷 局

第四十三回 衆議院議事速記録第四號

帝國議會

大正九年七月五日(月曜日)午後一時十一分開議

ムル件)

大正九年七月五日(月曜日)午後一時十一分開議

議事日程 第三號

大正九年七月五日

午後一時開議

一 國務大臣ノ演説ニ對スル質疑 (前會ノ續)

第一 所得稅法改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 所得稅法ノ施行ニ關スル法律案(政府提出)

第四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 酒造稅法中改正法律案(政府提出)

第六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第七 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案(政府提出)

第八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第九 麥酒稅法中改正法律案(政府提出)

第十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十一 明治四十一年法律第二十四號中改正法律案(政府提出)

第十二 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十三 小額紙幣發行ニ關スル法律案(政府提出)

第十四 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十五 實業教育費國庫補助法中改正法律案(政府提出)

第十六 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十七 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

第十八 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第十九 大正九年勅令第百七十一號(承諾ヲ求

ムル件)

第二十 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○議長(奥繁三郎君) 諸般ノ報告ヲ致シマス

一去三日政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

大正八年法律第五號中改正法律案

大正八年法律第九號中改正法律案

銀行條例中改正法律案

財蓄銀行條例中改正法律案

大正九年勅令第四十八號(承諾ヲ求ムル件)

大正九年勅令第五十二號(承諾ヲ求ムル件)

一去三日議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

隈森宇鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 一宮房治郎君

松野 鶴平君

近松鐵道建設ニ關スル建議案

提出者 上塚 長峰 與一君

府縣制中改正法律案

提出者 武富 時敏君

本田 恒之君

早速 蓉爾君

森田 茂君

鈴木 富士彌君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

北海道會法中改正法律案

提出者 武富 時敏君

森田 恒之君

下岡 忠治君

和知君

安達 謙藏君

鈴木 富士彌君

早速 整爾君

安達 謙藏君

ノアルモノト考ヘマス(「ヒヤー」ト呼フ者アリ、拍手起ル)斯
ノ如クナラザレバ、徒ラニ質疑ト云フモノハ、唯ダ出題目ナ事
ヲ言フヤウニナシテハ、議場ノ神聖ヲ汚シ、質疑ノ權威ヲ汚シ
マス、其點ニ就テ私ハ其辯明ヲ求メタイ

○議長(奥繁三郎君) 佐々木君ニ御尋致シマスルガ、島
田君ノ言明ヲ求メルノデスカ——島田君ノ言明ヲ求メルノ
デスカ

○佐々木安五郎君 無論左様デス

〔賛成者々々ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 諸君ニ御詰リヲ致シマスルガ、質疑
ニ對スル質問ハ、是マデ許サレタル先例モアリマスケレドモ
院議ニ問ウテ許サレテ居リマスルカラ、今ノ質疑ヲ容レルヤ
否ヤハ諸君ノ意見ヲ問ウタ後ニ許スコトニ致シマス(「ヒヤ
ヒヤ」ト呼フ者アリ)今ノ佐々木君ノ質疑ヲ許スヘシトノ御
考ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○佐々木安五郎君 〔賛成者起立〕

○議長(奥繁三郎君) 過半數ノ同意ヲ得テ、今ノ質疑ハ
許スベシト決シマス——島田君——島田三郎君

○島田三郎君 唯今材料ヲ取寄セマスカラ暫ク……

○議長(奥繁三郎君) サウスルト後刻答辯スルノデスカ

○島田三郎君 直グニ答辯致シマス

○議長(奥繁三郎君) 島田君、答辯ナサイマスカ——島
田三郎君ニ發言ヲ許シマス

〔島田三郎君登壇、拍手起ル〕

○島田三郎君 諸君、本員ノ責任トシテ、實ハ本員ガ演
說ヲシテ居ル中ニ、誰方カ明言セヨト仰シヤタナラバ、其時

ニ明言スルダケノ決心ヲ持テ居タノアリマス、其事ガ無
イ爲メニ、禮儀ヲ守シテ見合セテ居リマシタ、原總理大臣ガ

之ニ就テ一言申サレタ時ニハ、議場囂々トシテ能ク達シマ
セス、ソレ故今日此事ヲ私シテ言ハシムルト云フコトハ私ハ

好ンデ致スノアリマス(拍手起ル)之ニ就テ私ノ言ウタ
所ノ速記録ヲ能ク御覽ニランコトヲ望ミマスノデ、先づ以

テ事實ヲ述ベテ聊カ之ニ註解ヲ加ヘマス、大正九年四月十
一日ノ東京夕刊新聞、之ニ大臣連ノ(笑聲起ル)暫ク——

マダ發言ヲシテ居ル中ニ御騒ニナシテハ(事實ヲ言ヘ)ト呼
フ者アリ)事實ノ明白ナルコトハ徹シマセヌ、事實ヲ申シ
テ居ルノデアリマス、其題ハ「大臣連ノ一喜一憂」ト書イテア
リマシテ、サウシテ第一ニ山本農相ガ明治製糖一千四十四

株、横濱船渠九百二十株、臺灣製糖二千百六十株、次ニ
高橋藏相子息ノ名義鹽水港製糖三千八百、次ハ某閻僚
トシテ、船株、久原肥料、並ニ鐵鑄株ト書イテゴザイマス、私ハ

昨日ハ某閣僚ト書イテアリマス(拍手起ル)
トヲ思ウテ居リマセヌ、殊ニ名ヲ指スト云フコトハ、直チニ指
スノハ甚ダ穏カナラスト思ウテ居リマスカラ、私ハ斯ク今申
シマスルダケノ明言ハ致シマセヌ、政治上ノ責任アル方デ、

顯要ノ位置ヲ占メテ居ル方、斯様ニ申シタノデアリマス、ソ
レ故ニ此反響トシテ何カ現ハル、コト、思ウテ居リマシタラ
バ、本日ノ——讀賣新聞ノ記者ガ高橋藏相ヲ訪問サレ、中

橋文相ヲ訪問サレテ云々ト語サレ、之ニ關聯シタ所ノ問答
ガ載シテ居リマス、私ハ顯要ノ位置、且ソ責任云々ト申シタ
ノデアリマス、高橋藏相トモ明言セズ、殊ニ某閣僚ト云フ
コトハ、私ハ昨日ノ演説デ申シテ居リマセヌ、昨日デシタカ讀賣新

訪フ所ノ新聞記者アリ、中橋文相ヲ訪フ所ノ新聞記者ガ
アテ、此御方ヲ指シタ如クニ御答ニナシテ居ルノハ、私ヲシ
テ一層ノ心證ヲ明カニ得セシメタノデアリマス、更ニ此事ガ
巷間ニ傳聞シテ居ラケレハ斯ノ如キ問答が起ラス、斯ノ如キ
訪問モ起ラスト思ウテ居リマス、但シ山本農相ハ誰モ參ッタ
コトガナイト見エテ、其問答ノ中ニ何モ載シテ居リマセヌ、併
シ昨日首相ノ言葉ト私ノ申シタ言葉トハ、齟齬致シテ居ル
コトヲ新聞紙上デ私ハ確メタ、ソレハ或者ガ唯夕刷物ヲ撒
散ラシテ、選舉ノ際ニ世間ニ披露シタコトハ洵ニ有勝ノコト
デ、反対ヲ受ケテサウ云フ言葉ガアレバ歯牙ニ掛ケルニ足
ラヌト云フ御言葉アッテ、新聞ト云フコトヲ指サレナカダ
ノデアリマスカラ、私ノ申シタ意味ト答ヘタ意味トハ、巧ニ緩
和セラレタ御言葉アッテ、私ハ甚ダ其不満足ヲ感ジタノデ
アリマス、事實私ノ申シタ事ト齟齬致シマス、夕刊新聞ハ朝
刊ガ無クシテ夕刊ニ發スルノガ、是ハ株式社會が最モ其一
日經過シタル所ノ株ノ形勢ヲ觀ルガ爲メニ、夕刊トシテ殊
ニ汎ク行ハレルモノデアリマスカラ、之ガ私ノ信ゼルヲ得ヌ
所ノ一ツノ理由デアル、更ニ此事ガ取消サレテ居ルト云フ
事實ヲ私ハ始メテ茲ニ確メタ、若シ取消サレテ居ルカドウカ
ト云フ事ヲ疑テ居ルノデアリマシタカラ、私ハ昨日ノ演説
ニ左様ニ述ベタ所ガ、總理大臣ノ御答ニ依テ、取消サレテ
ガ宜イト云フヤウナ話カラシテ尙ホ自ラ伴ニ就テ其事ヲ聽
質シテ、矢張同様ニ答ヲ得テ、多分手續ニ於テ取消シタラ
決シテ左様ナ事ハ無イカラ安心ヲセヨト云フコトノ答ヲ得
タノデ、其後又黒田祕書官ガ、斯ウ云フ事ハ取消シテ
ガ宜イト云フヤウナ話カラシテ尙ホ自ラ伴ニ就テ其事ヲ聽
出タモノヲ、一々事實ナリト信ズル人ハ恐ラクアルマイ(ノ
ウノウ)ト呼フ者アリ、拍手起ル詰マリ歯牙ニ掛ケズニ居
テ居ルカト云フコトハ知テ居リマス、決シテ斯様ニ新聞ニ
ナイト云フコトヲ確メ得タノハ、私ノ發議ニ就テ利益ナル事
情ト申サナケレバナラヌ(拍手起ル)殊ニ新聞ヲ避ケテ、唯夕
刷物デアルト云フコトヲ言ハレタコトハ、此近イ所デ速記者
ノウト呼フ者アリ)品性ノ卑シイ人カラ見タナラバ、或ハ左様ノ
事モ人トシテ爲シ得ルコト、思ハル、カ知ラヌガ、拙者ニ於
テハ左様ナ事ハ毛頭無イノデアリマス(「ヒヤー」ト呼フ者
アリ、拍手起ル)

○國務大臣(中橋德五郎君) 議長

○議長(奥繁三郎君) 中橋文部大臣

○佐々木安五郎君 議長

○國務大臣(男爵高橋是清君) 議長

○國務大臣(男爵高橋是清君) 議長

○議長(奥繁三郎君) 高橋大藏大臣

○國務大臣(男爵高橋是清君) 登壇

○國務大臣(男爵高橋是清君) 演説

○議長(奥繁三郎君) 演説

○國務大臣(男爵高橋是清君) 演説

〔國務大臣中橋德五郎君登壇〕

リ、其他發言スル者多々議場騒然

○國務大臣(中橋徳五郎君) 島田君ノ唯今此處ニ御登壇ニナツテ御讀ミニナツタ、東京夕刊新聞ノ記事デアリマス

○議長(奥繁三郎君) 廣岡君ノ質問ガ、賛否ヲ決スルニ
必要ナル質問ナラバ許シマス……(拍手起リ「ノウ」「下

上、今日迄是等ノ言明ヲ爲シテ居ル以上ハ、佐々木君ノ提案ノ如ク、速ニ調査委員ヲ設ケテ、若シ之ニ就テ何等島田君ノ主張ガ徹底セザル場合ニ於テハ、島田君自カラ其責ニ任ズルノ覺悟アルコトヲ促スノアリマス(拍手起ル)此意

味ニ於テ若シ島田君ニシテ、辯解スル餘地ガアルナラバ、辯
解シテ一向差支ナイ、若シ辯解ニ窮シタリト言フナラバ、此

調査委員會ニ於テ、此事實ノ顛末ヲ明ニスルコトハ、目下ノ必要アラウト思フ、此意味ニ於テ、佐々木君ノ提案ニ贊成文書ヲ一通（白三四）^{〔後略〕}付託申候。

成^テ致^スハアリマス「拍手起立直^テ徳^ニ」諸長^ノ拝^ス及^{ベシ}「何ダカ分ラヌデハナイカ」「議長、議場ノ整理ガ出来テ居リマヌカ」「議場、可フ言シツク判^リト^テマナク^ト

元局「一木本」辰巳ハ伊ニ言 夏ノ本半六ナシヤナイン」
呼ビ、其他發言一時ニ起ル)

○高橋覺太郎君 詩場ノ整理が出来テ居りマツカ 詩場
ノ整理ヲ望ミマス

ス
○小橋藻三衛君 議長、議事ノ進行ニ就テ質問ガアリマ

○議長（奥繁三郎君） 小橋君……（此時發言スル者多シ）

トデアリマスカラ、小橋君ニ登壇ヲ許シマス（拍手スル者アリ）

○小橋藻三衛君 唯今廣岡君分茲ニ登壇ヲ致サレタト
〔小橋藻三衛君登壇〕

云フコトニ就キマシテハ、即チ質問者タル島田君ニ對スル質問ナノデアリマス、質問者ニ對スル質問ハ、院議ヲ經ナケレ

「議長横暴」下呼フ者アリ)然ルニ議長ハ何故ニ院議ヲ經ズ
バ許サナイト云フコトガ先例デアルノデアリマス(拍手起り)

シテ、茲ニ發言ヲ御許シニナッタノデアリマスカ（拍手スル者アリ）「ソレハ違フ、違フ」ト呼フ者アリ）之ガ爲メニ議場ハ混

亂ニ陥リ、廣岡君ノ辯論ハ、決シテ満場ニ徹シタモノデアリ
マセヌ(「ヒヤー」ト呼ヒ、拍手スル者アリ)斯ル混亂ヲ議場

ニ惹起サセタト云フコトハ、確ニ議長ハ多數ヲ頼シテ、横暴ヲ恣ニシタノアリマス(拍手起り「ノウー」ト呼フ者アリ)

況ヤ佐々木君ハ動議ヲ提出セラレテ居ルノテアリマス、佐々木君ノ動議ガ先決デアルノデアリマス、然ルニ院議ニ諸ラズ

シテ議長ハ恣ニ廣岡君ニ發言ヲ許シ而シテ吾ヒカ此議事ノ進行ニ就テ質疑ガアルト云フニ拘ラズ議長ハ頑トシ

テノノ御聽入カナカタトコリハ諸長ノ處置か甚外不當ナルコトアルノデアリマス(ヒヤー)「ノウ」ト呼フ者ニ付ニ義長用田二ノ辨解アラシヘ吉里改

アリ)之ニ對シテ譯長ノ明白ナル輿角アランニトテ希望致シマス(「議長横暴」下呼フ者アリ)

○議長（奥繁三郎君） 廣岡君ハ動議ノ贊否ヲ決スルニ就テ、質問アルト云フコトニアリマス（サウヂヤナイ」「ノウノ

「其他發言スル者多シ」尙ホ小橋君ニハ議員ノ發言中アリマシタカラ、許ス機會ヲ得ナカッタノアリマス、佐々木君ノ動議ニ就テ採決スル考デアリマス〔今ノ辯明ハドウシタト呼フ者アリ〕尙ホ今ノ辯明ハ成ルベク……〔此時發言スル者多ク、聽取スル能ハス〕

○岩崎動君 暫時休憩セラレントコトヲ望ム

〔贊成々々〕「ノウ」「休憩々々」「休憩無用」「議長先例ハドウシタト呼ヒ其他發言一時ニ起ル」

○小山松壽君 議事ノ進行ニ就テ此儀進行セラレルト云コトハ、將來ニ惡例ヲ貽スト思ヒマスカラ、私ハ議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メタイト思ヒマス〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○議長（奥繁三郎君）……〔此時發言スル者多ク聽取スル能ハス〕岩崎君ノ動議ニ贊成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス〔贊成者起立〕

○議長（奥繁三郎君）多數、休憩致シマス

〔議長横暴〕「異議アリ異議アリ」「異議ナシ異議ナシト呼ヒ、其他發言スル者多シ」

○議長（奥繁三郎君）モウ宣言致シマシタ

午後一分四十九分休憩

午後四時四十八分開議

○議長（奥繁三郎君）諸君、休憩前ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス、休憩前ニ議場ノ紛擾ニ就キマシテ一言致シマス、即チ廣岡宇一郎君ノ發言ヲ議長ガ許シマシタノハ、佐

佐木君ノ動議ノ贊否ヲ決スルニ、必要ナル質疑ト聽取リマシテ之ヲ許シマシタ、其後速記ヲ調べテ見マスルノニ、速記ニハ其意味ガ現ハレテ居リマセヌ、サスレバ私ガ速断ニ其意味ヲ解釋致シマシタノデゴザイマスカラ、此事ヲ釋明致シテ置キマス（拍手起ル）、佐々木安五郎君ノ動議ヲ議題トシテ採決スル考デゴザイマス〔登壇々々ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君）佐々木安五郎君

〔佐々木安五郎君登壇、拍手起ル〕

○佐々木安五郎君 本員第八四十三議會ノ脣頭ニ於テ、斯ノ如キ悲ムベキ事柄ノ起タルコトヲ非常ニ殘念ニ思ヒマス、併ナガラ之ヲ此儘ニ致シテ置キマスレバ何レ海外各國ニモ電報デモ參リ新聞デモ參ルコトデアリマセウガ、日本ノ内閣ノ閣員ノ中ニハ、或ル黒キ影ヲ有スル者ガ椅子ヲ占メテ居ルト云フコトニナリマス〔拍手起ル〕ト呼フ者アリ〕此場合ニ於テ、日本ノ國威ヲ明ニ宣揚スル上カラモ必要ナ事デアリマス〔拍手起ル〕故ニ是ハ是非共查問會ヲ開イテ貴ヒタイト云フコトヲ主張致シマスルガ、此事ニ就テハ大政

シ江漢以テ之ヲ灌フ、公明正大ナルコトヲ天下ノ前ニ——〔ト呼フ者アリ〕無イナラバ秋陽以ア之ヲ暴ラ……〔ノウ〕ト呼フ者アリ〕無イナラバ秋陽以ア之ヲ暴シ江漢以テ之ヲ灌フ、公明正大ナルコトヲ天下ノ前ニ——〔ト呼フ者アリ〕

天下ノ前ニ發表スル爲メニ、喜ンデ此查問ヲ承諾サレル筈

デアルカラ、殆ド即決モアルデアラウト思ヒマスルカ、即決

デアルドコロデハナイ、三時間モ四時間モ躊躇サレタ態度ニ就

テ、天下ノ民心ニ懷カシメタ疑惑ハドレダケカト云フコトヲ

私ハ憂フル（拍手起ル）殊ニ原總理大臣ハ何ト言ウテ居リマスカ、原總理大臣ハ是ハ篤ト御調ニナリマシテ、果シテ左様ナ

事ガ有ルト云フコトナラバ、國家ノ爲メニ明瞭ニ之ヲ發表サ

レルガ然ルベキ事ト思フ、斯ウ言ウテ居リマス〔ヒヤー〕ト

呼フ者アリ、拍手起ル〕然ラバ——然ラバ此事ヲ不問ニ措ク

ト云フコトニナレバ、國家ノ爲メニ明瞭ニスルガ宜シトイ云

フ原總理大臣ノ言葉ハ、ドウ致スノデゴザイマスカ〔ヒヤー〕ト呼フ者アリ〕政友會ノ諸君ハ、己ノ黨派カラ出シタル

總理大臣ヲ、國家ニ不忠不臣ナル者トスルコトヲ甘んズル

ノデアリマスカ、ドウデアリマスカ（拍手起ル）故ニ是ハドウシ

トモ查問會ヲ開カヌト云フコトハアルマイト思ヒマスルカ、政

友會モ善シニ爲サルデアリマセウ、若シ之ヲ爲サラヌト云フコ

トデアレバ、則チ一一點ノ疑惑ドコロデハナイ、此一一點ノ疑惑ハ

天下ニ蟠リマス（拍手起ル）英國ノ「ロイドヂヨーダ」ハ、嘗テ

會社ニ關係ガアツテ暴利ヲ取タト疑ハレタト云フ爲メニ、己

ノ身代ヲ曝ク出シテ查問ヲ受ケタ、苟モ一國ノ總理大臣ノ

下ニ屬シテ居ル閣僚ガ、斯様ナル疑惑ヲ懷カレテ、ソレヲ默

テ置クベキ苦ハナイカラ、私ノ意見ハ、無論政友會モ、憲政

會モ、國民黨モ、滿場一致デ成立スルコトヲ疑ヒマセヌ、ドウ

カ〔拍手起ル〕ト呼フ者アリ〕

○岩崎動君 島田三郎君ノ演説ニ對シマシテ、佐々木安

五郎君ヨリ調査委員會設置ノ動議ガ出タノデアリマス、島

田君ノ論據ハ、單ニ新聞紙ノ記事ニ止テ居ルノデアリマシ

テ、之ニ對シテハ……〔登壇々々ト呼フ者アリ〕……〔辯明ス

ル必要ハ無イト思ヒマス、隨テ査問會ノ必要ハ無イノデアリ

マス、畢竟スルニ本員ガ……〔議長許シタノカ〕ト呼フ者アリ〕御待チ下サイ、贊成演説デアリマス——贊成演説デアリ

マス、本員ノ發議カラ、斯ノ如ク此議會ニ一ツノ問題ヲ惹

起シマシタノデアリマヘ〔議長許シタノデスカ〕ト呼フ者アリ〕許サレマシタ、明言シテ許シタト言シタノデアリマス、御黙

ンナサイ〔黙レトハ何シダ〕〔謹聽〕ト呼フ者アリ〕昨日ノ演

說ノ中ニ、新聞ノ記事ヲ根據トシタノデアルカラ、私ハ禮儀

ヲ顧ミ、且ツ其人ニガサウ云フ嫌疑ヲ受ケテハ甚ダ心外デア

ルカラ、助言シテ吳レロト云フ態度ヲ御執リニナルナラバ、茲

ニ山本農相、並ニ高橋藏相ノ名ヲ舉ゲル覺悟デ、此議場ニ

私ハ督促シタノデアリマス、然ルニ何トモスノ如キ——形

容シテ申シマスレバ、戰ヲ挑ム的ノ私ノ發議ニ對シテ、而モ

一國ノ樞機ヲ握ル此當局大臣ノ身上ニ、天下ノ疑惑ヲ受

ケキ所ノ新聞ノ報告ヲ、私ガ自分ノ口ヨリ茲ニ披露シタ

ノデアリマス、速記録ニ明白ニ載テ居リマス、併ナガラ更ニ

今日ニ至テハ一步ヲ進ミマシテ、昨日左様ナル者ハ一人モ

○議長（奥繁三郎君）岩崎君ノ演説ノ半バ以後ハ、議長ト呼フ者アリ〕要スルニ……〔曖昧ナ事ヲスルナ〕〔登壇々々〕

〔岩崎動君登壇、拍手起ル〕

○議長（奥繁三郎君）岩崎君、登壇シテ御述ヲ願ヒマス

〔議長横暴〕「ト呼フ者アリ」

〔分りマセヌ〕又横暴カ〔登壇々々〕ト呼フ者アリ、議場騒然

○岩崎動君 要スルニ……〔曖昧ナ事ヲスルナ〕〔登壇々々〕

〔岩崎動君登壇、拍手起ル〕

○議長（奥繁三郎君）島田三郎君ノ演説ニ對シマシテ、佐々木安五郎君ヨリ、調查委員會設置ノ動議ガ出タノデアリマス、然ルニ島田君ノ論據ハ、單ニ新聞紙ノ記事ニ止テ居ルノデアリマシテ、之ニ對シマシテハ、吾人ノ最モ信賴スル一國ノ國務大臣ヨリ〔ノウ〕ト呼フ者アリ〕ソレノ責任ヲ以テ之ニ辯明セラレテ居ルノデアリマス、仍テ吾ニハ此調查委員設置ノ動議ニ絶對反對ノ意思ヲ表明スルモノニアリマス（拍手起リ）〔ノウ〕〔採決々々〕ト呼フ者アリ〕

○島田三郎君 辯明ヲ致シタイ事ガアリマス

○議長（奥繁三郎君）島田三郎君〔鳥田三郎君登壇、拍手起ル〕

○議長（奥繁三郎君）説明シテ置キマス、島田君ハ曩ノ自分ノ言ウタコトヲ説明シタト仰シタルカラ、ソレナラバ許サヌト云フノア、贊成ナラバ許スルコト云フノデアリマス

○島田三郎君 詳明シテ置キマスカ（拍手起ル）

○島田三郎君 説明シテ置キマスカ（拍手起ル）

無イト總理大臣が明言セラレタノハ、丁度私が恰モ戰ヲ挑
ンダ所ノ、其言葉ニ答ヘラレタト云フコトヲ、新聞並ニ速記
錄ニ依テ發見シタノデアリマス、ソレヲ事新シキ所ノモノヲ
除イテ、審問會ヲ開クト云フコトノ必要ガ無イト述ベラレタ
ト云フコトハ、事實ヲ糊塗ニ附セントスル所ノ岩崎君ノ說デ
アリマス、先以テ其間違ヲ正スノデアリマス、斯ノ如キ重大
事件デ、既ニ疑ハ懸シテ、私が名ヲ呼バズ、何モ申サズ、遠慮
シテ居ダ所ノ中橋文相マデモ、自ラ我レハ云々ト言テ、此
壇ニ立タレタノデアリマスカラ、天下ノ疑惑ハ此議會ニ議事
ヲ通シテ、内地ハ勿論、此經濟界ノ打擊ヲ受ケテ居ル所ノ、
大連、奉天ニ至ルノ植民地マデ、斯ノ如キ者ノ下ニ立タテ、
或時ニハ大ニ龐大ノ通貨ヲ吐出シテ之ヲ制止セズ、之ヲ自
然ノ世界ノ趨勢ナリトシテ居シテ、而シテ其反動ノ來ラント
スルニ先タテ密ニ之ヲ賣出シタト云フ嫌疑ヲ受ケテ居ル
ト云フコトヲ聞イテ、若シ寃デアルナラバ雪寃ヲシナイデ、之
ヲ閻黒ノ裡ニ葬ルト云フコトデアリマシテハ、唯ダ内閣大臣
ノ甚ダ氣ノ毒ナル境遇バカリデナハクシテ、併セテ此議會ノ
大ナル不信用トナルノデアリマス(ヒヤ)「ノウ」拍手
手私ハ大臣ヲ信ジマセヌノデ——私ハ大臣ヲ信ゼアル所ノ
理由ヲ、茲ニ再び繰返スノデアリマス(謹聽)——新聞紙ノ
記事ト言フコト勿レ、此新聞ハ朝發刊セラレズシテ、タニノミ
發刊スル新聞デアリマス、其特色ハ一日ノ相場ノ經過ヲ最
モ確實ニ、詳ニ報ズル所ノ特色ヲ有シタ新聞デアリマス、之ニ
明ニ山本農商務大臣、高橋是清君、此大藏大臣ノ二人ヲ
明カニ名ヲ記シテ、其賣ダ株數マデ載セタカラニハ、唯ダ
普通新聞ノ報告ト見ルコトが出來ナイ、特色ノアルモノト云
フコトヲ私ハ信ズルノデアリマス、新聞ノ一記事ト嘲ケル所
ノ政府ハ、他ノ事件ニ對シテ如何ニ神經過敏デアリマスカラ、
例ヘバ極クシミ私ガ明ナル一ノ證據ヲ舉ゲテ申シマスレバ、
一ノ銀行ニ對シテ、若シ流言ガアツテ取付デモ起ル虞ノアル
時ニハ、政府ハ警察ノ手ヲ藉リ、檢事ノ力ヲ藉リテ其出處
ヲ調べ、之ヲ未然ニ抑制スルコトニ努メ、新聞紙ノ方面ニ至
リテハ、必ズ正確ナル取消ヲ命ズルト云フコトハ、何人モ之
ニ向テ異論ノ無イ所ノ、新聞ニ對スル態度デアリマス、一銀
行ノ事輕キニ非ザルモ、之ヲ我が帝國ノ樞機ヲ握ル所居ル所
ノ内閣員ノ信用、内閣全體ノ信用ニ較ベマシタナラバ、國民
ノ不信用ニ對スル神經過敏ナル政府ガ、特ニ内閣ノ人ノ名
ヲ擧グテ、斯ノ如キコトヲ新聞ニ記載セシメテ、而カモ是ガ
株式社會ニ勢力信用アル新聞ニ是ガ寫取ラレテ、天下ノ

問題トナルト云フ此ノ場合ニ向シテ、是ハ唯タ一ノ報告ナリ
ト云ウテ、其取消ヲシテ居ラナイト言フコトガ明瞭ニナリマ
シタカス、今日ハ私ハ一步ヲ進メテ、此速記錄ニ在ル如ク、
シテ居ダ所ノ禮儀ヲ爲ス必要ガナイ、不信任
シテ居ダ所ノ中橋文相マデモ、自ラ我レハ云々ト言テ、此
壇ニ立タレタノデアリマスカラ、天下ノ疑惑ハ此議會ニ議事
ヲ通シテ、内地ハ勿論、此經濟界ノ打擊ヲ受ケテ居ル所ノ、
大連、奉天ニ至ルノ植民地マデ、斯ノ如キ者ノ下ニ立タテ、
或時ニハ大ニ龐大ノ通貨ヲ吐出シテ之ヲ制止セズ、之ヲ自
然ノ世界ノ趨勢ナリトシテ居シテ、而シテ其反動ノ來ラント
スルニ先タテ密ニ之ヲ賣出シタト云フ嫌疑ヲ受ケテ居ル
ト云フコトヲ聞イテ、若シ寃デアルナラバ雪寃ヲシナイデ、之
ヲ閻黒ノ裡ニ葬ルト云フコトデアリマシテハ、唯ダ内閣大臣
ノ甚ダ氣ノ毒ナル境遇バカリデナハクシテ、併セテ此議會ノ
大ナル不信用トナルノデアリマス(ヒヤ)「ノウ」拍手
手私ハ大臣ヲ信ジマセヌノデ——私ハ大臣ヲ信ゼアル所ノ
理由ヲ、茲ニ再び繰返スノデアリマス(謹聽)——新聞紙ノ
記事ト言フコト勿レ、此新聞ハ朝發刊セラレズシテ、タニノミ
發刊スル新聞デアリマス、其特色ハ一日ノ相場ノ經過ヲ最
モ確實ニ、詳ニ報ズル所ノ特色ヲ有シタ新聞デアリマス、之ニ
明ニ山本農商務大臣、高橋是清君、此大藏大臣ノ二人ヲ
明カニ名ヲ記シテ、其賣ダ株數マデ載セタカラニハ、唯ダ
普通新聞ノ報告ト見ルコトが出來ナイ、特色ノアルモノト云
フコトヲ私ハ信ズルノデアリマス、新聞紙ノ一記事ト嘲ケル所
ノ政府ハ、他ノ事件ニ對シテ如何ニ神經過敏デアリマスカラ、
例ヘバ極クシミ私ガ明ナル一ノ證據ヲ舉ゲテ申シマスレバ、
一ノ銀行ニ對シテ、若シ流言ガアツテ取付デモ起ル虞ノアル
時ニハ、政府ハ警察ノ手ヲ藉リ、檢事ノ力ヲ藉リテ其出處
ヲ調べ、之ヲ未然ニ抑制スルコトニ努メ、新聞紙ノ方面ニ至
リテハ、必ズ正確ナル取消ヲ命ズルト云フコトハ、何人モ之
ニ向テ異論ノ無イ所ノ、新聞ニ對スル態度デアリマス、一銀
行ノ事輕キニ非ザルモ、之ヲ我が帝國ノ樞機ヲ握ル所居ル所
ノ内閣員ノ信用、内閣全體ノ信用ニ較ベマシタナラバ、國民
ノ不信用ニ對スル神經過敏ナル政府ガ、特ニ内閣ノ人ノ名
ヲ擧グテ、斯ノ如キコトヲ新聞ニ記載セシメテ、而カモ是ガ
株式社會ニ勢力信用アル新聞ニ是ガ寫取ラレテ、天下ノ

問題トナルト云フ此ノ場合ニ向シテ、是ハ唯タ一ノ報告ナリ
ト云ウテ、其取消ヲシテ居ラナイト言フコトガ明瞭ニナリマ
シタカス、今日ハ私ハ一步ヲ進メテ、此速記錄ニ在ル如ク、
シテ居ダ所ノ禮儀ヲ爲ス必要ガナイ、不信任
シテ居ダ所ノ中橋文相マデモ、自ラ我レハ云々ト言テ、此
壇ニ立タレタノデアリマスカラ、天下ノ疑惑ハ此議會ニ議事
ヲ通シテ、内地ハ勿論、此經濟界ノ打擊ヲ受ケテ居ル所ノ、
大連、奉天ニ至ルノ植民地マデ、斯ノ如キ者ノ下ニ立タテ、
或時ニハ大ニ龐大ノ通貨ヲ吐出シテ之ヲ制止セズ、之ヲ自
然ノ世界ノ趨勢ナリトシテ居シテ、而シテ其反動ノ來ラント
スルニ先タテ密ニ之ヲ賣出シタト云フ嫌疑ヲ受ケテ居ル
ト云フコトヲ聞イテ、若シ寃デアルナラバ雪寃ヲシナイデ、之
ヲ閻黒ノ裡ニ葬ルト云フコトデアリマシテハ、唯ダ内閣大臣
ノ甚ダ氣ノ毒ナル境遇バカリデナハクシテ、併セテ此議會ノ
大ナル不信用トナルノデアリマス(ヒヤ)「ノウ」拍手
手私ハ大臣ヲ信ジマセヌノデ——私ハ大臣ヲ信ゼアル所ノ
理由ヲ、茲ニ再び繰返スノデアリマス(謹聽)——新聞紙ノ
記事ト言フコト勿レ、此新聞ハ朝發刊セラレズシテ、タニノミ
發刊スル新聞デアリマス、其特色ハ一日ノ相場ノ經過ヲ最
モ確實ニ、詳ニ報ズル所ノ特色ヲ有シタ新聞デアリマス、之ニ
明ニ山本農商務大臣、高橋是清君、此大藏大臣ノ二人ヲ
明カニ名ヲ記シテ、其賣ダ株數マデ載セタカラニハ、唯ダ
普通新聞ノ報告ト見ルコトが出來ナイ、特色ノアルモノト云
フコトヲ私ハ信ズルノデアリマス、新聞紙ノ一記事ト嘲ケル所
ノ政府ハ、他ノ事件ニ對シテ如何ニ神經過敏デアリマスカラ、
例ヘバ極クシミ私ガ明ナル一ノ證據ヲ舉ゲテ申シマスレバ、
一ノ銀行ニ對シテ、若シ流言ガアツテ取付デモ起ル虞ノアル
時ニハ、政府ハ警察ノ手ヲ藉リ、檢事ノ力ヲ藉リテ其出處
ヲ調べ、之ヲ未然ニ抑制スルコトニ努メ、新聞紙ノ方面ニ至
リテハ、必ズ正確ナル取消ヲ命ズルト云フコトハ、何人モ之
ニ向テ異論ノ無イ所ノ、新聞ニ對スル態度デアリマス、一銀
行ノ事輕キニ非ザルモ、之ヲ我が帝國ノ樞機ヲ握ル所居ル所
ノ内閣員ノ信用、内閣全體ノ信用ニ較ベマシタナラバ、國民
ノ不信用ニ對スル神經過敏ナル政府ガ、特ニ内閣ノ人ノ名
ヲ擧グテ、斯ノ如キコトヲ新聞ニ記載セシメテ、而カモ是ガ
株式社會ニ勢力信用アル新聞ニ是ガ寫取ラレテ、天下ノ

居リマス、之ヲ何ト始末ヲ付ケラレテ、此議事ノ進行ヲ圖ラレルノアルカト云フコトヲ、却テ私ノ方カラ問フ残シテ此壇上ヲ去ルノアリマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 岩崎幸治郎君

〔岩崎幸治郎君登壇拍手起ル〕

○岩崎幸治郎君 諸君、私ハ〔姓名ヲ名乗レト〕呼フ者アリ佐々木君ノ動議ニハ反対デアリマス、是ハ國務大臣ノ辯明ガ確信スルニ足ルト云フコトノ下ニ、反対スルノデナ

イノデアリマス、島田三郎君ノ陳述自體ガ既ニ問題ニナラナイト私ハ思ヒマス（拍手）何故カト申シマスト〔名前ヲ言ヘ〕下呼フ者アリ〕名前ハ速記録ニ依ア御承知ナサイ、何故カト申シマスト、島田君ノ引用シテ居ル所ノ新聞紙ニ依ルト云フト、誰某ガ鹽水港ノ株ヲ三千賣タトカ、或ハ山本君ガ明治製糖ノ株ヲ三千賣タトカ云フコト言ハレルノデアリマスルガ〔其通り〕下呼フ者アリ〕苟モ株式ノ暴落ニ依テ利益ヲ爲サント欲スル所ノ者ハ、一ツノ株ニ向シテ數千ノ賣物ヲ出ス譯ハナイノデアリマス、ソレヨリモマダ値段ノ高イ所ノ東株モアル、或ハ鐘紡モアル、是等ノ事ハ諸君ガ既ニ御承知ノ筈デアル、即チ常識ノ上カラ申シテモ、是等新聞ノ記事ト云フモノハ、少シモ信用致スコトが出來ヌノデアリマス、大臣ノ言明既ニ之ヲ否定シ、常識ノ見ル所既ニ之ヲ否定スルノアルナラバ、佐々木君ノ提案スル所ノ如キ審査會ノ如キハ、全然不必要ナモノデアルト申サナケレバナリ

マセヌ、私ハ此意味ニ於テ、本動議ニ反対スルノデアリマス（拍手）

○議長（奥繁三郎君） 原總理大臣

〔國務大臣原敬君登壇拍手起ル〕

○國務大臣（原敬君） 唯今ノ問題ニ就テ、政府ノ所信ヲ一言致シテ置キマス、一昨日島田君ノ御演説中ニ内閣員ニ對シテ〔明瞭ニ願ヒマス〕下呼ヒ其他發言スル者多シ

○議長（奥繁三郎君） 静肅ニ…

○國務大臣（原敬君）〔續〕 云々ノ御説ガアル、其時ニ私ノ申シタ言葉ニ就テ今日何カ要點ヲ避ケテ申スガ如キ御言葉デアリマスが、ソレハ左様ナ事實ハアリマセヌ、元ト此事ハ選舉競争ノ當時ニ於テ、小サキ刷物ヲ刷フテ何萬ト云フモノヲ配布致シタ、誰モ知テ居ルコトデアル、同ジ記事ヲ同ジ事柄ヲ或新聞ニ載セタト云フニ過ギナインデアリマス、新聞ニ書イテア、タ事モ、其印刷物ニアル事モ同ジ事デアル、名前ヲ言フノ言ハヌト云フコトヲ、色と言ハレルケレドモ、此記事ニハ名前ガアルノデアル、何モ此處デ言ハレルトカ言ハレルト云フヤウナ仰山ナ事柄デナインデアル、而シテ其事柄タルヤ、政府ニ於テハ無論左様ナ事ヲ是認スベキ筈モナ

イト思ヒマスルガ、單ニ其理由バカリニ非ズシテ、現ニ其名指サレタ當局者ガ之ヲ非ナリトスルノデアル、然ラバ則チ——然ラバ島田君ハ一昨日私が申シタガ如ク的確ナル證據ヲ出サナケレバナラズノデアル、何ゾ圖ラン其證據ナルモノハ、依然トシテ矢張新聞ノ記事デアル、新聞ノ記事ヲ何ノ證據ニ爲サル、ノデアリマスカ（拍手起ル）斯様ナ新聞ノ記事ノアル度毎ニ、委員ヲ設ケテ調査スルナド、云フコトハ甚ダ議會ノ爲メニ採ラスノデアル、政府ハ無論斯様ナ事ニ御同意ハ出來ナインデアル、然ラバ島田君ハ更ニ新聞記事以外ノ證據デモ有シテ居ラレルナラバ、ソレハ相當ノ時機ニ相當ニ提出サル、ナラバ、ソレハ宜シ、新聞ノ記事ダケデハ何等之ヲ調査スルノ必要ハ無イト思ヒマスカラ、政府ハ之ニ反対ヲ致シマス

○岩崎勤君

〔議長〕

○議長（奥繁三郎君） 岩崎君

○岩崎勤君 討論終結ノ動議ヲ提出致シマス

〔「賛成」異議アリ〕下呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 採決ヲ致シマス

〔拍手起り、發言ヲ求ム者多ク、議場騒然〕

○議長（奥繁三郎君） 討論終結ノ動議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

○岩崎勤君

〔議長〕

○議長（奥繁三郎君） 岩崎君

〔拍手起リ〕異議アリ異議アリ〕下呼フ者多シ〕

○議長（奥繁三郎君） 异議ガアレバ投票ニ依テ決シマス氏名點呼ヲ致シマス…

○議長（奥繁三郎君） 〔議長々々〕下呼ヒ發言ヲ求ム者多ク議場騒然〕

○樋口秀雄君 議長

○議長（奥繁三郎君） 何カ御意見ガアリマスカ

○樋口秀雄君 採決ヲスル以前ニ、一應御尋ヲ致サナケレバ、何方ニ決スルノカ判ラヌカラ、御尋スルノデアリマス〔無用々々〕黙レ〔進行々々〕下呼フ者アリ議場騒然〕

○議長（奥繁三郎君） 樋口君一寸…

○議長（奥繁三郎君） 樋口君

〔拍手起リ〕

○議長（奥繁三郎君） 异議アリマス〔登壇々々〕下呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 少數ト認メマス（拍手起ル）動議ハ否決セリ

〔志賀和多利君〕 志賀君

〔「賛成者起立〕

○議長（奥繁三郎君） 志賀君ハ議事ノ進行ニ就テ意見ガアリマス〔登壇々々〕下呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 志賀君

〔志賀和多利君〕 登壇・拍手起ル

○議長（奥繁三郎君） 志賀君ハ議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メラレマシタガ、要領ヲ聽イタ上、止メルカモ判リマセヌ

○志賀和多利君 諸君、私ハ今回初メテ本院ノ席末ヲ演シマシタル志賀和多利デアリマス（拍手起リ）「無用々々」下呼フ者アリ〕今日唯今此演壇ニ登リマシテ〔嬉シウゴザイマス〕下呼フ者アリ、拍手笑聲起ル〕諸君ハ何ゾ自ラ軽ンズルノ甚シキヤ、吾輩ハ衆議院議員ノ一人トシテ、本院ノ規則ニ從テ、諸君ニ對シ、議事ノ進行ニ就テ卑見ヲ述べント欲スルノデアリマス、此新議員ニ時間ヲ假スノ餘裕ナクシテ嘲笑ヲ以テ酬イント欲スルハ、已レ自ラか面上ニ唾スルニ等シトイ信ズルノデアリマス、暫ク御黙ナサイ（拍手起ル）其通リ「大ニヤルベシ」下呼フ者アリ〕昨日以來本院ニ於テ斯ノ如ク時間ヲ費シタルハ何デアリマスカ、申スマデモナク島田三郎君ノ演説ヨリ來リタル結果デアリマス（拍手起ル）

君ハ白票、反対ノ諸君ハ赤票——（赤票デスカ）下呼フ者アリ青票——青票之ヲ御持參ヲ願ヒマス——閉鎖チ——然ラバ島田君ハ一昨日私が申シタガ如ク的確ナル

〔原田書記官氏名ヲ點呼ス〕

○議長（奥繁三郎君） 投票漏ハアリマセヌカ——投票漏

〔「投票漏失ガアリマス」「モウ駄目ダ」「閉鎖シタ以上ハイケマセヌ」下呼フ者アリ〕

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長（奥繁三郎君） 投票ノ結果ヲ、書記官長ヨリ報告致シマス

〔寺田書記官長朗讀〕

投票總數 四百〇七
可トスル者 二百六十七
否トスル者 百四十

〔拍手起〕

○議長（奥繁三郎君） 少數ト認メマス（拍手起ル）動議ハ否決セリ

〔志賀和多利君〕 志賀君

〔「賛成者起立〕

○議長（奥繁三郎君） 志賀君ハ議事ノ進行ニ就テ意見ガアリマス〔登壇々々〕下呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君） 志賀君

〔志賀和多利君〕 登壇・拍手起ル

○議長（奥繁三郎君） 志賀君ハ議事ノ進行ニ就テ發言ヲ求メラレマシタガ、要領ヲ聽イタ上、止メルカモ判リマセヌ

○志賀和多利君 諸君、私ハ今回初メテ本院ノ席末ヲ演シマシタル志賀和多利デアリマス（拍手起リ）「無用々々」下呼フ者アリ〕今日唯今此演壇ニ登リマシテ〔嬉シウゴザイマス〕下呼フ者アリ、拍手笑聲起ル〕諸君ハ何ゾ自ラ軽ンズルノ甚シキヤ、吾輩ハ衆議院議員ノ一人トシテ、本院ノ規則ニ從テ、諸君ニ對シ、議事ノ進行ニ就テ卑見ヲ述べント欲スルノデアリマス、此新議員ニ時間ヲ假スノ餘裕ナクシテ嘲笑ヲ以テ酬イント欲スルハ、已レ自ラか面上ニ唾スルニ等シトイ信ズルノデアリマス、暫ク御黙ナサイ（拍手起ル）其通リ「大ニヤルベシ」下呼フ者アリ〕昨日以來本院ニ於テ斯ノ如ク時間ヲ費シタルハ何デアリマスカ、申スマデモナク島田三郎君ノ演説ヨリ來リタル結果デアリマス（拍手起ル）

「ノウ〜」ト呼フ者アリ吾ニ新議員ハ三十年來本院ニ席ヲ保テ居リマス島田君ニ敬意ヲ表シ其如何ナル言論ニ出ラレルカラ謹ンデ承タノデアリマス（謹テ居ナイ）ト呼フ者アリ然ルニ何ゾ圖ランヤ一新聞紙ノ言ヲ以テ（ヒヤ〜）何ヲ言フ默レト呼フ者アリ議場騒然）何等根據無キノ新聞材料ヲ以テ（黙レ〜）降レ〜ト呼フ者アリ議場騒然

○議長（奥繁三郎君）靜肅ニ願ヒマス

〔逆上スルナ〕ヤレ〜黙レ〜ヤリ給ヘト呼フ者アリ議場騒然

○志賀和多利君（續）斯ノ如キ結果ヲ生ジタリト云フコトハ實ニ遺憾千萬デゴザイマスルガ畢竟スルニ島田君ノ演説ヨリ來シタル結果ニアッテ若シ島田君ノ演説が十分ナル根據アリト致シマスルナラバ私ハ先程ノ御動議ニモ幹部ノ命令ニ拘ラズ贊成セシコトヲ期シタノデアリマス然ルニ何ゾ圖ランヤ島田君ハ此壇上ニ於テ新聞ノ記事アリハ責任ヲ負ヒマセヌト申サレタ（何ヲ言フ）黙レト呼フ者アリ拍手起ル斯ノ如ク自ラ輕ンズル所ノ（黙レ〜）降レト呼フ者アリ輕ンズル所ノ

○議長（奥繁三郎君）許シマセヌ一發言ヲ許シマセヌ、中止シマス（拍手起ル議場騒然）

○志賀和多利君（續）神聖ナル議場ニ於テ發議セラル、（議場騒然）私ハ議長ノ命令ニ依テ此壇ヲ降リマス（拍手起ル）

〔時間延長ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君）關直彦君

〔關直彦君登壇〕

〔時間ノ延長ハ如何〕「總理大臣ノ出席ヲ求ム」ト

○議長（奥繁三郎君）六時ノ定刻ニハ終ルマイト思ヒマスカラ少シク時間ヲ延バシマス

〔志賀和多利君議長ト呼ヒ笑聲起ル〕登壇〔總理大臣ハドウシマシタカ〕關君ハヤラナインデスカ

〔呼フ者アリ〕

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ト呼フ者アリ

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ヲ致スノデアリマス總理大臣ノ御出席ノナイノハ敵ナキ質問ヲ致シマス總理大臣閣下私ガ茲ニ數箇條ノ點ニ就キマシテ總理大臣ニ御質問ヲ致シマスルノハ私一個ノ質問デハゴザイマセヌ即チ國民ガ舉々テ聽カントスル所ノモノヲ伺フ次第ゴザイマスカラ庶幾クハ丁寧深切満天ニ就テ諒解セシムルヤウニ御説明アランコト偏ニ希望

致シマス第一ニ私が伺ハントスル所ノ點ハ、今回帝國議會ノ解散ヲ奏請サレタル必要如何ト云フノガ第一ノ點アリマス申スマデモアリマセヌ、議會ノ解散ハ憲法ニ於キマシテ大權事項中ノ最モ重大ナル問題アルコトハ申ストハ實ニ遺憾千萬デゴザイマスルガ畢竟スルニ島田君ノ演説ヨリ來シタル結果ニアッテ若シ島田君ノ演説が十分ナル根據アリト致シマスルナラバ私ハ先程ノ御動議ニモ幹部ノ命令ニ拘ラズ贊成セシコトヲ期シタノデアリマス然ルニ何ゾ圖ランヤ島田君ハ此壇上ニ於テ新聞ノ記事アリハ責任ヲ負ヒマセヌト申サレタ（何ヲ言フ）黙レト呼フ者アリ拍手起ル斯ノ如ク自ラ輕ンズル所ノ（黙レ〜）降レト呼フ者アリ輕ンズル所ノ

○議長（奥繁三郎君）許シマセヌ一發言ヲ許シマセヌ、中止シマス（拍手起ル議場騒然）

○志賀和多利君（續）神聖ナル議場ニ於テ發議セラル、（議場騒然）私ハ議長ノ命令ニ依テ此壇ヲ降リマス（拍手起ル）

〔時間延長ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君）關直彦君

〔關直彦君登壇〕

〔時間ノ延長ハ如何〕「總理大臣ノ出席ヲ求ム」ト

○議長（奥繁三郎君）六時ノ定刻ニハ終ルマイト思ヒマスカラ少シク時間ヲ延バシマス

〔志賀和多利君議長ト呼ヒ笑聲起ル〕登壇〔總理大臣ハドウシマシタカ〕關君ハヤラナインデスカ

〔呼フ者アリ〕

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ト呼フ者アリ

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ヲ致スノデアリマス總理大臣ノ御出席ノナイノハ敵ナキ質問ヲ致シマス總理大臣閣下私ガ茲ニ數箇條ノ點ニ就キマシテ總理大臣ニ御質問ヲ致シマスルノハ私一個ノ質問デハゴザイマセヌ即チ國民ガ舉々テ聽カントスル所ノモノヲ伺フ次第ゴザイマスカラ庶幾クハ丁寧深切満天ニ就テ諒解セシムルヤウニ御説明アランコト偏ニ希望

拍手スル者アリ）帝國議會ヲ解散サレタル必要如何ト云フノガ第一ノ點アリマス申スマデモアリマセヌ、議會ノ解散ハ憲法ニ於キマシテ大權事項中ノ最モ重大ナル問題アルコトハ申ストハ實ニ遺憾千萬デゴザイマスルガ畢竟スルニ島田君ノ演説ヨリ來シタル結果ニアッテ若シ島田君ノ演説が十分ナル根據アリト致シマスルナラバ私ハ先程ノ御動議ニモ幹部ノ命令ニ拘ラズ贊成セシコトヲ期シタノデアリマス然ルニ何ゾ圖ランヤ島田君ハ此壇上ニ於テ新聞ノ記事アリハ責任ヲ負ヒマセヌト申サレタ（何ヲ言フ）黙レト呼フ者アリ拍手起ル斯ノ如ク自ラ輕ンズル所ノ（黙レ〜）降レト呼フ者アリ輕ンズル所ノ

○議長（奥繁三郎君）許シマセヌ一發言ヲ許シマセヌ、中止シマス（拍手起ル議場騒然）

○志賀和多利君（續）神聖ナル議場ニ於テ發議セラル、（議場騒然）私ハ議長ノ命令ニ依テ此壇ヲ降リマス（拍手起ル）

〔時間延長ト呼フ者アリ〕

○議長（奥繁三郎君）關直彦君

〔關直彦君登壇〕

〔時間ノ延長ハ如何〕「總理大臣ノ出席ヲ求ム」ト

○議長（奥繁三郎君）六時ノ定刻ニハ終ルマイト思ヒマスカラ少シク時間ヲ延バシマス

〔志賀和多利君議長ト呼ヒ笑聲起ル〕登壇〔總理大臣ハドウシマシタカ〕關君ハヤラナインデスカ

〔呼フ者アリ〕

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ト呼フ者アリ

○關直彦君私ノ質問ハ専ラ總理大臣ニ對シテ御質問ヲ致スノデアリマス總理大臣ノ御出席ノナイノハ敵ナキ質問ヲ致シマス總理大臣閣下私ガ茲ニ數箇條ノ點ニ就キマシテ總理大臣ニ御質問ヲ致シマスルノハ私一個ノ質問デハゴザイマセヌ即チ國民ガ舉々テ聽カントスル所ノモノヲ伺フ次第ゴザイマスカラ庶幾クハ丁寧深切満天ニ就テ諒解セシムルヤウニ御説明アランコト偏ニ希望

「スク」ハ云々、地勢カラ論セラレマシテ「カ、ル樞要ナル地帶デアルニモ係ハラズ、帝國ハ尼港ヲ以テ甚ダ重要視セズ僅カノ派遣軍ヲ置キ國民亦深ク注意ヲ拂ハズ、多クノ觀察家連ハ「バ、ロスク」ヨリ此ノ地ニ航下スル者ガ無イ、我ガ派遣軍ノキモ全ク孤立無援ノ有様ア、十月下旬ヨリ翌年四月迄ハ交如通ハ全然杜絕シ新聞サヘ一切見ルコトガ出來ズ、郵便物ノ運搬ハ「バ、ロスク」ヨリ「ニコラエウスク」迄雪中ニ橇ヲ驅リ二名ノ護送兵ノ下ニ往復四十日間ヲ以テ輸送シタガ今年ハ過激派跳梁ノタメソレサヘ覺束ナイ此ノ地方ハ過激派ノ巢窟ト目セラレ來襲ノ說ハ頻々シテ市民ノ間ニ湧イテ居ル一朝大團集ノ過激派來襲ガアタ其際ハ、孤立無援ノ我派遺軍ハ衆寡敵セズ、矢折レ彈盡キタル曉ハ城ヲ枕ニ討死スル覺悟デアル、撤兵カ増兵ク取ルベキモノハ此二道デ、ナマ中今頃滅兵論ヲ唱フルナド内地人ハ全ク當方ノ事情ヲ知ラヌカラデアル、東方調査團ハ宜シク此ノ地ノ情勢ヲ天下ニ紹介シテ其ノ嚮所ヲ知ラシメテ貰ヒタイト申サレタノアリマス、而シテ是ハ一月發行ノ「日華ノ實業」ニ明カニ詳シク載フテアルノアリマス、此事ハ

石川大佐ハ、此所ニ申サレタルガ如ク、大集團ノ爲メニ

繫ハレ、矢折レ彈盡キ、城ヲ枕ニシテ討死サレタノアリマス、最モ悲慘ナ話デアルト私ガ感ズルノアリマス、此事ハ

一視察團ガ參ンテ、石川大佐ニ聽カレマシタコトヲ報告シタ

デゴザイマスケレドモ、我官憲ノ手ニハ斯様ナ報告ハ、續々

來テ居タニ相違ナイト私ハ信ズルノアリマス（拍手起立）

而シテ此雜誌ニマテ斯様ニ載セテアル事ヲ、何故ニ之ヲウ

チヤフテ救援ヲシナカタカト私ハ疑フノアリマス（拍手起立）

ソレノミナラズ——ソレノミナラズ又一月ノ二十六日ニ領事ヨリ應援軍派遣ノ電請ガアタト云フコトハ、海陸軍省ノ

公表ニモゴザイマス、又海軍武官ヨリモ同ジ時ニ、海軍今令

部ハ同様ノ申請ガアタト云フコトモ、發表サレテ居ルノデ

アリマス、何故ニ之ヲ救ハナカタノアリマスカ、或ハ申譯

的ニ結水ヲシテ居ルカライケナイ、甚ダ遺憾デアタト斯様ニ

申サレマスケレドモ、結氷ノ時ハ强行スレバ橇ヲ以テモ、急ニ

應援ノ出來ナイコトハナイノアリマス（拍手起立）ソレハ軍

事ニ精通シマシタル、彼地ニ行カレマシタル人ノ話ニ聽キマ

シテモ、危急存亡アアルト云フ場合ニハ、何事ヲシテモ援ケ

ネバナラヌト云フ場合ニハ、無理ヲスレバ行カレスコトハナイ

ト云フノアリマス、平常ナラバ、或ハ解氷ノ時期ヲ待テ、徐

ロニ兵ヲ出ススト云フコトモゴザイマセウ、或ハ種々ナル支障ノ

爲メニ、遲延スルコトモゴザイマセウガ、我官民合セテ七百

人ノ同胞ガ危急ニ迫テ、今日カ明日カト云フ救援ヲ求メテ参リマシタ時ニ當テ、冰ガ解ケナイカラ行ケナイ、何ノ事

…

「何ノ問題ダト思テ居ル——何ノ問題ダト思テ居

ル」ト呼フ者アリ

○議長（奥繁三郎君） 静浦二二

○關直彦君 是ハ實ニ由々シキ問題デアリマス、諸君トト

バ、何故ニ結氷ヲセザル以前ニ於テ居留民ヲ引揚ゲセシメ

ナカタカ、居留民ヲ引揚ゲセナイト云フコトデアルナラバ、

何故ニ十分ナル警備ヲシテ置ナカタカ、此不注意ト云フコ

トハ、私ハ確ニ當局者ニ在ルト信ズルノアリマス（拍手起

ル）畢竟スルニ是ハ西伯利出兵ニ對シマシテハ、御承知ノ如ク一年一

億六千万以上ノ金ヲ費シ、三万以上ノ我同胞ヲ寒イ處

ニ曝シテ、而シテ尙ホ犠牲ヲ供シ、我同胞ノ居留民ヲ救ヒ

出スコトサヘモ出來ナカタト云フコトハ、殆ド國帑ヲ空シク

シ、我同胞ヲ空シク、犠牲ニ供シタノアリマス（ソンナコト

ヲ言フト大養君ニ觸ルヨ「默レ」ト呼フ者アリ）何回追悼ノ

會ヲ致シマシテモ、何回遺憾デアルト云フ申譯ヲ致シマシテ

モ、ソレデハ七百ノ英靈ガ、到底瞑スルコトハ出來ナインデ

アリマス、先ツ以テ斯ル不敵底ナル政策ヲ執シタ云フ責任

ヲ糺シテ、然ル後ニ此同胞ノ七百ノ死ノ意義アラシムルモノ

デアル、初メテ彼等ノ英靈ガ、瞑スルコトガ出來ルモノアリ

ト信ズルノアリマス、先ツ以テ當局者ノ責ヲ糺シ、而シテ

善後ノ策ヲ徐ロニ立ツルニ如クハナイ、ト私ハ信ズルノア

リマスガ、何故ニ斯ル暗易キ狀態ヲ知リナガラ、官民ヨリ得

タ所ノ——官廳ノ外務省ナリ、海陸軍ノ當局ノ得タ所ノ報

告ヲ知リナガラ、何故ニ我同胞七百ノ見殺ニシタカト云フ

コトヲ私ハ疑フノアリマス（拍手起立）ソレカラ又一ツ私ガ不思議ニ

思ヒマスノハ、海陸軍ノ報告ニハ出テ居リ、マセヌ、又外務省

ノ報告ニモ見エテアリマセヌガ、支那ノ砲艦ガ我官民ニ對

アルニモ拘ラズ、何故ニ之ヲ支那ニ對シ、嚴談ヲシナインデ

シテ砲撃ヲ加ヘタト云フ事ハ、殆ド是ハ天下ノ公知ノ事實ニナテ居ルノアリマス（拍手起立）何故ニ之ヲ公報ニ報告

シテ、撤兵ヲスルカ、或ハ其中間ノ方法ヲ執ルカ、何カ茲ニ

コトニスルカ、若クハ最初ヨリシテ、亞米利加ト行動ヲ共ニ

シテ、撤兵ヲスルカ、或ハ其中間ノ方法ヲ執ルカ、何カ茲ニ

コトニ定マクル方針ガナケレバ、然ルニ成行ニ委シテ

同胞ノ生命財產ヲ救護スル——保護スルノ目的ヲ達スル

コトニスルカ、若クハ最初ヨリシテ、亞米利加ト行動ヲ共ニ

シテ、撤兵ヲスルカ、或ハ其中間ノ方法ヲ執ルカ、何カ茲ニ

コトニ定マクル方針ガナケレバ、然ルニ成行ニ委シテ

ニマデ兵ヲ引イテシマダノアリ、餘儀ナク引カザルヲ得ザ

ル勢ニナシテ引イタノアリ、然ルニ茲ニ一ツ伺ヒタイノハ「セ

ミヨノフ」ノ方ハドウシタノアリカ、最初ニ「セミヨノフ」軍ヲ

アリマシタカ聲明サレタル如ク、兵ヲ引イテ——朝鮮ノ國境

ニマデ兵ヲ引イテシマダノアリ、餘儀ナク引カザルヲ得ザ

ル勢ニナシテ引イタノアリ、然ルニ茲ニ一ツ伺ヒタイノハ「セ

ミヨノフ」ノ方ヲ解イテ、「コルチヤック」ト共ニ事ヲセシメタ

帝國政府ガ援ヶ、彼ヲシテ西伯利ノ秩序ヲ維持セシメント

ノアリマス、而シテ今回「コルチヤック」が倒レ、而シテ日本

ノ兵ヲ引イテシマタ、「セミヨノフ」ハ日本ヲ賴ミニシテ、西

伯利ニ立テ居ルモノアリノヲ、最初ハ日本ガ之ヲ援ケテ、

今日ニハ之ヲ見殺シニスル、無援孤立ノ地位ニ「セミヨノ

「ヲ立タシメタト云フコトニ對シマシテハ、帝國日本政府ノ威信ガ、果シテ彼等ニ行ハレルヤ否ヤ、甚ダ私ハ日本政府ノ信用問題デアルト思フノデアリマス（拍手起ル）最初ニハ「セミヨノフ」ヲ援ケテ、過激派ヲ討伐シ、而シテ過激派ノ爲メニ怨マレ、今回ハ「セミヨノフ」ヲ見棄テ、引揚ゲテ、彼等ヲ孤立ノ地位ニ立タシメ又「セミヨノフ」ノ側カラシテ曰本帝國ガ怨マレ、露西亞ノ兩方カラ日本帝國ガ怨ヲ受ケ、遂ニ全支那ノ怨ヲ受ケテ、日支親善ノ實ガ舉ラスト同ジ事ア、總テ西伯利ニ於キマシテモ、全露西亞ノシテ、悉ク我ガ日本ヲ信賴セシメル所ナカラシムルニ至タト云フノハ、對露方針ノ確立セザル所以ニハ非ザリシカ、此事ヲ伺ヒタノアリマス（拍手起ル）尙ホ私ハ伺ヒタイ事ガアリマスルガ、時間ガ切迫ヲ致シマシタカラ他ニ譲リマシテ、成ルベク簡單ニ質問ヲ致シマス（其通り）ト呼フ者アリ）今回政府ハ對シマシテハ、既ニ第四十一、二回ノ議會ノ建議ニ依テ、委員會ヲ組織サレテ居ルノデアリマス、今日カラ之ヲ見マスソレニ就キマシテ私ガ伺ヒタイノハ、稅制ノ根本的整理ハ、一體ドウナタノデアリマスルカ、此稅制ノ根本的整理ニ昨年ノ如ク、所得稅改正法法律案ヲ提出サレタノデアリマス、ソレニ就キマシテ私ガ伺ヒタイノハ、稅制ノ根本的整理ハ、一體ドウナタノデアリマスルカ、此稅制ノ根本的整理ニ對シマシテハ、既ニ第四十一、二回ノ議會ノ建議ニ依テ、委員會ヲ組織サレテ居ルノデアリマス、今日カラ之ヲ見マスルト、殆ド二星霜ヲ經タノデアリマスルカラシテ、大凡其根本的整理ノ大綱位ハ、出來上ダラウト思フノデアル——出來ナケレバ、ナラヌノデアル、シテ見マスレバ今日突如トシテ所得稅ノ改正案ヲ當議會ニ提出サレマシタト云フコトハ、或ハ稅制整理ノ統一ヲ缺クノ處ガアリハシナインデアルカ、之ニ依テ得ル所ノ財源ハ、本年度ニ於テ要スル——出來ナケレバ、ナラヌノデアル、シテ見マスレバ今正案ヲ出サレテハ、如何デアラウカ、此事ニ對シテ、私ハ御説急要ナリト致シマシテモ、ソレダケノ財源ハ輒スク他ニ求メルコトガ出來ハシナイカ、サウスレバ今半歲ヲ待テ、次ノ議會マデニ根本的整理ノ案ヲ具ヘテ、ソレト共ニ所得稅ノ改正案ヲ出サレテハ、如何デアラウカ、此事ニ對シテ、私ハ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ調查會ノ運行ノ程度ハ、如何デアルノデアリマセウカ、少クトモ本年ノ末ノ議會マデニ之ヲ提出スルノ運ビニナルヤ否ヤト云フコトヲ、序ニ御伺ヲシテ置キタノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ財界ノ激變ニ對スル責任ト、其救治策如何、此事デアリマス、是ハ私ハ極ク簡單ニ質問ノ要領ダケヲ申シテ置キマスガ、政府モ疾クニ御承知ノ如ク、吾々モ常ニ戰後ノ經濟界ハ、早晚必ズ變動ノ來ルベキモノデアルト云フコトハ、如何ナル國ノ歴史ニ於キマシテモ、明カナル事實デゴザイマスルカラシテ常ニ警告ヲ與ヘテ居タノデアリマス、殊ニ憲政會ノ諸君ハ、極

力此事ニ對シテハ、御警告ヲ政府ニ向テ與ヘラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテ、何等徹底的ノ救濟政策ヲ爲サズ、防禦政策ヲ施サズ致シマシテ、漫ニ之ヲ看過シタル結果、今日ハドウデアリマセウカ、急轉直下國民ノ財産ハ殆ドルト云フコトニナリマシテハ、一體ドウナサル御積リテアリマスカ、恰モ支那ニ對スル如ク、北方ノ怨ヲ受ケ、南方ノ怨ヲ受ケ、遂ニ全支那ノ怨ヲ受ケテ、日支親善ノ實ガ舉ラスト同ジ事ア、總テ西伯利ニ於キマシテモ、全露西亞ノシテ、悉ク我ガ日本ヲ信賴セシメル所ナカラシムルニ至タト云フノハ、對露方針ノ確立セザル所以ニハ非ザリシカ、此事ヲ伺ヒタノアリマス（拍手起ル）尙ホ私ハ伺ヒタイ事ガアリマスルガ、時間ガ切迫ヲ致シマシタカラ他ニ譲リマシテ、成ルベク簡單ニ質問ヲ致シマス（其通り）ト呼フ者アリ）今回政府ハ對シマシテハ、既ニ第四十一、二回ノ議會ノ建議ニ依テ、委員會ヲ組織サレテ居ルノデアリマス、今日カラ之ヲ見マスソレニ就キマシテ私ガ伺ヒタイノハ、稅制ノ根本的整理ハ、一體ドウナタノデアリマスルカ、此稅制ノ根本的整理ニ昨年ノ如ク、所得稅改正法法律案ヲ提出サレタノデアリマス、ソレニ就キマシテ私ガ伺ヒタイノハ、稅制ノ根本的整理ハ、一體ドウナタノデアリマスルカ、此稅制ノ根本的整理ニ對シマシテハ、既ニ第四十一、二回ノ議會ノ建議ニ依テ、委員會ヲ組織サレテ居ルノデアリマス、今日カラ之ヲ見マスルト、殆ド二星霜ヲ經タノデアリマスルカラシテ、大凡其根本的整理ノ大綱位ハ、出來上ダラウト思フノデアル——出來ナケレバ、ナラヌノデアル、シテ見マスレバ今日突如トシテ所得稅ノ改正案ヲ當議會ニ提出サレマシタト云フコトハ、或ハ稅制整理ノ統一ヲ缺クノ處ガアリハシナインデアルカ、之ニ依テ得ル所ノ財源ハ、本年度ニ於テ要スル——出來ナケレバ、ナラヌノデアル、シテ見マスレバ今正案ヲ出サレテハ、如何デアラウカ、此事ニ對シテ、私ハ御説急要ナリト致シマシテモ、ソレダケノ財源ハ輒スク他ニ求メルコトガ出來ハシナイカ、サウスレバ今半歲ヲ待テ、次ノ議會マデニ根本的整理ノ案ヲ具ヘテ、ソレト共ニ所得稅ノ改正案ヲ出サレテハ、如何デアラウカ、此事ニ對シテ、私ハ御説明ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、而シテ調查會ノ運行ノ程度ハ、如何デアルノデアリマセウカ、少クトモ本年ノ末ノ議會マデニ之ヲ提出スルノ運ビニナルヤ否ヤト云フコトヲ、序ニ御伺ヲシテ置キタノデアリマス、ソレカラモウ一ツハ財界ノ激變ニ對スル責任ト、其救治策如何、此事デアリマス、是ハ私ハ極ク簡單ニ質問ノ要領ダケヲ申シテ置キマスガ、政府モ疾クニ御承知ノ如ク、吾々モ常ニ戰後ノ經濟界ハ、早晚必ズ變動ノ來ルベキモノデアルト云フコトハ、如何ナル國ノ歴史ニ於キマシテモ、明カナル事實デゴザイマスルカラシテ常ニ警告ヲ與ヘテ居タノデアリマス、殊ニ憲政會ノ諸君ハ、極

力此事ニ對シテハ、御警告ヲ政府ニ向テ與ヘラレタノデアリマス、政府ハ之ニ對シテ、何等徹底的ノ救濟政策ヲ爲サズ、防禦政策ヲ施サズ致シマシテ、漫ニ之ヲ看過シタル結果、今日ハドウデアリマセウカ、急轉直下國民ノ財產ハ殆ドルト云フコトニナリマスルカラ、將來如何ナル政策ヲ執ラル、ノデアルカ、是亦唯タ遺憾トスル所デアルト云フ御挨拶ダケデハ、國民ハ決シテ満足致サヌノデゴザイマス（拍手起ル）是等ノ點ニ就テ總理大臣閣下ヨリ詳細ナル、御深切ナル說明ヲ願ヒマシテ、國民ヲシテ、一日タリドモ早ク安堵セシムルコトヲ切ニ希フノデアリマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 原内閣總理大臣

（國務大臣原敬君登壇、拍手起ル）

○國務大臣（原敬君） 唯今ノ關君ノ御質問ニ御答致シマスガ、第一ノ質問ハ先般解散ニ相成リマシタ其理由ヲ御尋ねナタノデアリマス、此解散ノ理由ハ當時數回繰返シテ置イタノデアリマスカラ、重不申サズトモ御諒解デアルベキ苦ト思ヒマス、併ナカラ其中ニ、是モ繰返スコトニ相成リマスケレドモ、御質問ノ中ニ、議場ニ於テ普選案ナルモノハ否決セラルベキ運命ヲ持テ居タ、是ガ否決ニナレバソレマデノ事デアルノニソレニ拘ラズ、解散シタノハドウ云フ譯カト云フ御質問デアッタ、是ハ當時矢張明瞭ニ申シテ置イタノデアリマス、成程議場ニ於テハ、諸君ノ提出セラレマシタ普選案ハ到底通過ノ見込ハ無イヤウデアタノデアリマス、併ナカラ當時諸君ハ如何ニ唱ヘラレタ、是ハ國民ノ輿論デアルト云フヤウナ御趣意ヲ數回繰返サレタ、當時恰度委員會ニ出席致シテ、唯今御質問ノ關君ノ御意見モ屢々承リ、私ノ意見モ述べテ交換致シテ、明瞭デアルノデアリマス、ノミナラズ凡ソ斯ノ如キ問題ハ、單ニ議場ニ於テ否決セラレタダケデハ、國論一定トハ中兼マルノデアリマス、故ニ斯様ナ場合ニ於テハ寧ロ一層進シテ、國民ノ公評ニ訴ヘルノガ適當ナリ、是ガ立憲的處置デアルト私ハ考ヘタノデアリマス（拍手）其外ノ事論一定トハ中兼マルノデアリマス、大要先般公表致シタ所デ盡キテ居ルノデアリマス、之ヲ繰返ス必要モ無カラウト思フ、次ニ解散ノ手續デアリマス、解散ヲ奏請致シタ手續、是ハドウ云フコトヲ御聞込ニナシテ居ルカ存ジマセヌガ、議會ヲ解散スルト云フコトハ、憲法上重大ナル問題デアリマス、此解散ヲ奏請スルニ、苟モ其手續ヲ誤テ出來ル問題デハアリマセス（拍手）此事ニ就テハ如何ナル事ヲ御聞込カ知リマセヌガ、毫末モ手續ヲ誤テ居ラヌト云フコトヲ断言シテ憲政會ノ

デアリマス、ソレカラ普通選舉ハ何故ニ階級打破デアルヤ、危険デアルヤト云フ色ニ列舉セラレマシタガ、私ハ普通選舉ハ危險デアルト申シタコトハナイ、普通選舉ハ階級打破デアルト申シタコトモナイ、屢々繰返シタ如ク、吾々ハ選舉権擴張ニ異議ハ無イノデアリマス、異議無キノミナラズ既往ニ於テハ擴張ヲ努メタノデアル、昨日ニ於テモ擴張ヲ提出来ハ敵滅シ、輸入ハ激増シテ居ルノデアル、斯ル有様ハ、何故ニ之ヲ早ク救治スル策ヲ執ラナカタノデアルカ而シテ執ラナカタト云フコトデアルナラバ、將來如何ナル政策ヲ執ラル、ノデアルカ、是亦唯タ遺憾トスル所デアルト云フ御挨拶ダケデハ、國民ハ決シテ満足致サヌノデゴザイマス（拍手起ル）是等ノ點ニ就テ總理大臣閣下ヨリ詳細ナル、御深切ナル説明ヲ願ヒマシテ、國民ヲシテ、一日タリドモ早ク安堵セシムルコトヲ切ニ希フノデアリマス（拍手起ル）

○議長（奥繁三郎君） 原内閣總理大臣

（國務大臣原敬君登壇、拍手起ル）

○國務大臣（原敬君） 唯今ノ關君ノ御質問ニ御答致シマスガ、第一ノ質問ハ先般解散ニ相成リマシタ其理由ヲ御尋ねナタノデアリマス、此解散ノ理由ハ當時數回繰返シテ置イタノデアリマスカラ、重不申サズトモ御諒解デアルベキ苦ト思ヒマス、併ナカラ其中ニ、是モ繰返スコトニ相成リマスケレドモ、御質問ノ中ニ、議場ニ於テ普選案ナルモノハ否決セラルベキ運命ヲ持テ居タ、是ガ否決ニナレバソレマデノ事デアルノニソレニ拘ラズ、解散シタノハドウ云フ譯カト云フ御質問デアッタ、是ハ當時矢張明瞭ニ申シテ置イタノデアリマス、成程議場ニ於テハ、諸君ノ提出セラレマシタ普選案ハ到底通過ノ見込ハ無イヤウデアタノデアリマス、併ナカラ當時諸君ハ如何ニ唱ヘラレタ、是ハ國民ノ輿論デアルト云フヤウナ御趣意ヲ數回繰返サレタ、當時恰度委員會ニ出席致シテ、唯今御質問ノ關君ノ御意見モ屢々承リ、私ノ意見モ述べテ交換致シテ、明瞭デアルノデアリマス、ノミナラズ凡ソ斯ノ如キ問題ハ、單ニ議場ニ於テ否決セラレタダケデハ、國論一定トハ中兼マルノデアリマス、故ニ斯様ナ場合ニ於テハ寧ロ一層進シテ、國民ノ公評ニ訴ヘルノガ適當ナリ、是ガ立憲的處置デアルト私ハ考ヘタノデアリマス（拍手）其外ノ事論一定トハ中兼マルノデアリマス、大要先般公表致シタ所デ盡キテ居ルノデアリマス、之ヲ繰返ス必要モ無カラウト思フ、次ニ解散ノ手續デアリマス、解散ヲ奏請致シタ手續、是ハドウ云フコトヲ御聞込ニナシテ居ルカ存ジマセヌガ、議會ヲ解散スルト云フコトハ、憲法上重大ナル問題デアリマス、此解散ヲ奏請スルニ、苟モ其手續ヲ誤テ出來ル問題デハアリマセス（拍手）此事ニ就テハ如何ナル事ヲ御聞込カ知リマセヌガ、毫末モ手續ヲ誤テ居ラヌト云フコトヲ断言シテ憲政會ノ

○議長(奥繁三郎君) 静肅二ナサイ
○國務大臣(原敬君)(續) 或ル反對ノ新聞等ニ、私ガ第
二十七議會ニ此普通選舉論ノ出夕折ニ、眞先ニ賛成ヲ致
シタヤウニ書イテ居リマスルガ、是ハ大間違、當時私ハ議席
ニスラ此時ハ著イテ居ラヌ、ソレハ何ノ必要ガアツテ言ハレタ
島田君ノ演説ヲ辯護セラレマシタケレドモ、唯今迄申シタ
所デ明瞭ニアラウト思フ、島田君ノ先般提出ノ際ニ述ベラ
レタ所ノモノハ、決シテ滑稽ニ非ズ、眞面目ナル階級打破ヲ
唱ヘラレタノデアリマス、是ハ實ニ危險ナアル御議論ト私ハ
承ブテ居ル(拍手起ル)ソレカラ尼港問題、對露問題、稅制
問題、財界問題ノ御質問ニアリマスルガ、是ハ私ハ御答シテ
モ御希望ナラバ宜シイシ、然ラザレバ當局者ヨリ明瞭ニ御
答シタ方ガ宜シイ、當局ノ方が便利ニアラウト思フ、ドチラデ
モ宜シイ「當然ノ義務アス、總理大臣ノ答辯ハ」ト呼フ者ア
リ)質問者ニ御尋シテ居ル、ドチラデモ……

(關直彦君)總理大臣ニ御答辯ヲ願ヒタイ」ト呼フ)
○國務大臣(原敬君)(續) ソレナラ御答致シマセウ、尼港
問題ノ救援ニ就テ、石川大佐其人ハ云々ト云フコトガ、何
カ雑誌ニ載シテ居ルト云フ、御話ニアリマスガ、成程軍人トシ
テ左様ナ事ヲ申シタカモ知レズ、或ハサウデナイカモ知レマ
セヌ、是ハ確ムベキ證據モアリマセヌが、兎ニ角是ガアツト
云ウテ、政府ガ救援ヲ怠ラタ理由ニハナリマスマイ、當時相
當ナル居留民ニ對シテ、保護シ得ラレル相當ノ人員ヲ派シ
テアツタノデアリマスカラ、更ニ強大ナル敵ガ參レバ、幾ラ派シ
テモ更ニ強大ナレバ仕方ガナイ(「ノウ」)ト呼フ者アリ、拍
手起ル(議論ニハナリマスマイ、凡ソ軍事的ニ考ヘマシテモ、
常識ヲ以テ考ヘマシテモ、自ラ程度ノアルモノアリマス、是
ハ問題ニナリマスマイ、ソレカラ結氷中デモ増兵ガ出來ルト
色ニ言ハレマス、成程反對黨ノ中ニハ「ハロフスク」カラ「ニ
コライエスク」マデ一週間デ行ケルト言ハレタ人ガアル、成
程郵便ガ泰平ノ時代アト露西亞帝國時代ニ、郵便ガ晝
夜馬ヲ繼ギ橇ヲ輶印テ走ラシテ氷上ヲ參レバ、一週間デ郵
便ガ届ク規定ニハナシテ居ダサウデアリマス、斯様ナル泰平
ナル時ニ、郵便ガ走ルヤウナル事デ兵ノ動カサレヌコトハ、大概
常識デ分ル筈デアル(拍手起ル)逆モ「ハロフスク」カラ相當
ナ兵力ヲ「ニコライエフスク」ニ送ルコトハ、一週間ヤ一週間デ
出來得ルモノデアリマセヌ、數多ノ困難ヲ冒シテ派出致シマ
スガ、矢張結氷後ニテモナルデアリマセウガ、兎ニ角是ハ出來
ナ事ヲ言ハレテ居ルノデアリマス、ソレカラ支那軍艦砲擊シ

夕事ハ、天下公知ノ事實デアルト言ハレタケレドモ、左様ニハ、
参テ居リマセヌ、此事ニ就テハ目下十分ニ調査ヲ進メテ居ル
デアリマス、ソレカラ對露ノ問題——對露ノ問題ト云フノハ
即チ御尋ノ意味ニ依テハ西伯利ノ事ニナリマスガ、西伯利
ニ對シテ兵ヲ駐メテ置イタノハ、「チエック、スローヴ・アック」ノ
救援ノ爲メニ兵ヲ出シテ置キナガラ何故ニ駐メテ置イタカ
ト云フヤウニ聞エマシタガ、是ハ出兵ノ當時、其後モ聲明致
シテ居ルガ如クニ「チエック、スローヴ・アック」ノ救援ト、地方ノ
安寧、居留民ノ保護ノ爲メニ出兵致シタニハ違イナインデアリ
リマス、ソレガ各所ニ分屬シテ、鐵道沿線ヲ保護シテ居タ
ノデアリマス、段々必要ナキニ至シテ「アムール」線ハ兵ヲ撤ス
ル、コッチニ集合致シ、アチラニ分屬セシメルト云フヤウナル配
兵ノ措置ヲ執ッテ、今日ニ至ツダノデアリマス(「殺サレタ責任
ハト呼フ者アリ」殺サレタト云フノハ何處ノ事ヲ言ハレルカ
知ラヌガ、此沿線ニ於テハ、之ヲ襲ウテ來タ者ヲ討伐シタ事
アル外ニ、別段擊殺等ノコトハ無イ、又「セミヨノフ」ヲドウス
ルカ——「セミヨノフ」ヲドウスルカト云フコトハ、是モ殆ド問題
ニナラヌノデアリマス(拍手起ル)出來得ルダ々徳義上ナリ、其
他ノ關係ニ於テ、是等ノ人ニハ相當ナル救援モ致シ、援護
モ致シテ、今日マデ居ルノデアリマス、何等之ヲ捨テ、武士道
ヲ害スル杯ト云フヤウナルコトハ毛頭ナインデアリマス、ソレ
カラ稅制整理ノ問題、是ハ稅制整理ハ昨年ニ於テ、財政經
濟調査會ヲ設ケテ、段々各種ノ問題ヲ調査致シテ居ルノデ
モ致シテ、今日マデ居ルノデアリマス、何等之ヲ捨テ、武士道
ヲ害スル杯ト云フヤウナルコトハ毛頭ナインデアリマス、ソレ
居ルコトハ、御承知ノ通リアリマス、是ハ稅制ノ整理ト云
フ事柄ハ、日露戰爭後一回アタノミテ、爾來整理シテ居リ
マセヌ、然ルニ段々經濟界ノ狀況モ變動ヲ致シ、變化ヲ致
シシニ又此大戰爭ノ結果トシテ、種々ナル變化ヲ國民ノ經
濟其他ニ與ヘテ居リマスルカラ、此機會ハ、丁度稅制整理ヲ
スルノ好時機デアラウト云フ考デ、整理ヲ諦ムシテ居ルノデ
アリマスルガ併シ是ハ國稅地方稅ニ互シテ、相當ノ整理ヲ
ル事デセズトモ、五箇月ヤ六箇月デハ出來ナイ問題デアリマ
スサウシテ又今回提出致シタ所ノ所得稅ナルモノハ、言フ
マデモナク國防計畫ヲ樹テ——國防計畫ニ必要ナル財
源ガ無ケレバナラヌノデアリマス、故ニ其財源ヲ充タスガ爲
メニ、所得稅ト酒稅ノ改正案ヲ出シタノデアリマス、併ナガ

ヲ所得稅ノ改正案ヲ提出シテ增收ヲスルト云フ以上ニ
ハ——增收ヲ圖ルノデス增收ヲ圖ルト云フ以上ニハ、現行法
律其儘ノ率ヲ加ヘタマケデハ出來ナイノデ、不權衡ヲシテ益、
不權衡ナラシムルノ虞ガアリマス故ニ、今回ノ提案ノ内容
ハ、所得稅中ニ於テ整理ヲ致シテ居ルノテアル、即チ社會政
策ヲ加味スルト云フヤウナルコト、其他御承知ノ通りデアル
是ガ若シモ稅制整理ノ調査が進ミマシテ、相當ナル案ヲ得
ル時ニ至リマシタナラバ、或ハ今回提出致シタ所ノ所得稅
ニ影響ヲ來サヌトモ限リマスマイ、併ナガラ稅制整理ハ增
稅ノ目的デモアリマセヌ、減稅ノ目的デモアリマセヌ、讀ンデ
字ノ如ク整理ヲスルノデアリマシテ、今回ノ所得稅改正ハ
增收ヲ目的ト致シテ、增收スル以上ニハ不權衡ナラザルヤ
ウニ、其内容ヲ整理スルト云フダケノ事デアリマスカラ、彼ト
此トハ固ヨリ別問題、整理ノ後ニハソレハ有り得ベキ事柄
デアリマス、隨テ本年提出スルコトガ出來ルヤ否ヤ、是ハ何
トモ申上げ兼ネル、成ルベク急激ナル變動ヲ與ヘテ、財界ヲ
攪亂スルヤウナコトハ避ケタイト努メマシタ、併ナガラ
圖ラズモ今日ノ動搖ヲ來シタノデアリマスルカラ、今日ニ於
テハ、出來得ルダケノ救濟ノ目的ヲ達シテ、財界ノ安定ヲ得
ルヤウニ努メルデアリマス、又前議會ナドニ屢々論セラレタ當
時ニ於テハ、色ニノ御議論モアリマシタケレドモ、實ハ具體
的ニ斯クスレバ宜シイト云フ案モ無カツノデアリマスガ、唯
タ物價ヲ調節シヤウト云フ概括的抽象的ノ事ガ多カツタ、
何レニ致シマシテモ、政府ハ唯今申シタ如ク、財界ノ攪亂ヲ
來シテ俄ニ不景氣ヲ醸サヌヤウニ努メテ居ル、若シレバ構
モノカタナラバ、色ニノ方法ガアリマセウケレドモ、物價ガ低
落致シテモ、財界ヲ極メテ混亂ニ導クノハ、國家ノ爲メニ甚
ダ不利益ト認メタノデアリマス、其點ニ就テハ、當時ニ在テ
モ諸君ト見ル所ヲ異ニシテ居タヤウニ思ヒマス、而シテ之ニ
對シテ責任云々ト云フヤウナル議論モゴザイマスケレドモ、
自分ハ出來ルダケ之ヲ努メテ居リマス、何等之ニ就テ怠慢
若クハ放慢ニシテ、此結果ヲ來シタ云フヤウナコトガ無イ
モナカタナラバ、色ニノ方法ガアリマセウケレドモ、物價ガ低
落致シテモ、財界ヲ極メテ混亂ニ導クノハ、國家ノ爲メニ甚
シテ居ルノデアリマスカラ、此效ハ遠カラスシテ見エルテアラ
ウト確信スルノデアリマス、段々時間モ迫テ居リマスシ、御
質問モ後ノ方が極メテ簡單デアリマシタカラ、私モ唯ダ要點
ノミ御話シヲ致スノデアリマス

○岩崎動君 常議場ニ於ケル國務大臣ノ演説ニ對スル質問ハ、今日ハ此程度ニ止メテ、直ナニ日程ヲ審議セラレ爾餘ノ質疑ヲ明六日定刻ヨリ開會セラル、會議ニ於テ、繼續セラレルコトヲ望ミマス

〔賛成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ハ徹底致シマシタカ(徹底シナイト呼フ者アリ)岩崎君ノ動議ハ分リマシタカ(分リマセヌ)「議長更メテ言ウテ下サイ」ト呼フ者アリ)議事ヲ此程度ニ止メテ、政府提出ノ日程ヲ審議シ、質疑ノ續ハ、明日午後一時開會ノ本會議ニ繼續スルト云ノノデアリマス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 日程第一ヨリ第十一マデ便宜上一括シテ議題ト爲ス考デス

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 異議ナイト認メマス、第一所得稅法改正法律案、第三所得稅法施行ニ關スル法律案、第五酒造稅法中改正法律案第七酒精及酒精含有飲料稅法中改正法律案、第九麥酒稅法中改正法律案、第十一明治四十一年法律第二十四號中改正法律案、此各案ヲ議題ト爲シマス、此際一讀會ヲ開キマス、提出ノ趣旨ノ説明議員諸君ノ質疑ヲ許シマス

第一 所得稅法改正法律案(政府提出)

第一 読會

所得稅法

第一條 本法施行地ニ住所ヲ有シ又ハ一年以上居所ヲ有スル者ハ本法ニ依リ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第二條 前條ノ規定ニ當セアル者左ノ各號ノ一二該當スルトキハ其ノ所得ニ付テノミ所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス

第三條 本法施行地ニ資產又ハ營業ヲ有スルトキハ其ノ所得稅ハ左ノ所得稅課ス

第四條 本法施行地ニ於テ公債、社債、銀行定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀行預金ノ利子支拂ヲ受クルトキ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ヨリ利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ヲ受クルトキ

第五條 所得稅ハ左ノ所得ニ付之ヲ賦課ス

甲 法人ノ超過所得

乙	丙
法人ノ留保所得	法人ノ清算所得
ル法人ノ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ヨリ生スル所得	ル法人ノ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ノ預金又ハ定期預金又ハ定期預金ノ性質ヲ有スル銀
行預金ノ利子	行預金ノ利子
利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與	利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與
クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ	クル利益若ハ利息ノ配當、剩餘金ノ分配又ハ
利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與	利益若ハ剩餘金ノ處分タル賞與若ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與
第二種	第二種
法人ノ所得	法人ノ所得
法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル	法人ノ所得ハ各事業年度ノ總益金ヨリ總損金ヲ控除シタル金額ニ依ル但シ保險會社ニ在リテハ各事業年度ノ利益金又ハ剩餘金ニ依ル
本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス	本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ノ所得ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ付前項ノ規定ニ準シ之ヲ計算ス
法人ノ各事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス	法人ノ各事業年度中ニ解散シ又ハ合併ニ因リテ消滅シタル場合ニ於テハ其ノ事業年度ノ始ヨリ解散又ハ合併ニ至ル迄ノ期間ヲ以テ一事業年度ト看做ス
第五條 法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス	第五條 法人ノ各事業年度ノ所得カ同年度ノ資本金額ニ對シ年百分ノ八ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ超過所得トス
第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス	第六條 法人ノ各事業年度ノ資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込株式金額、出資金額又ハ基金及積立金額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス
第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得ト其ノ他ノ所得	第七條 本法施行地ニ本店若ハ主タル事務所ヲ有セサル法人又ハ所得ト其ノ他ノ所得
第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他ノ所ニ依リ之ヲ計算ス	第八條 本法ニ於テ積立金ト稱スルハ積立金其ノ他ノ所ニ依リ之ヲ計算ス
第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス	第九條 法人ノ各事業年度ノ所得中積立金ト爲シタル金額ヲ以テ法人ノ留保所得トス
法人大額ノ減少シタル法人合併ニ因リテ消滅シタル法人又ハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ	法人大額ノ減少シタル法人合併ニ因リテ消滅シタル法人又ハ合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ニ付前項ノ規定ヲ適用ス但シ合併ノ際合併スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ノ株式金額又ハ出資金額ニ充當シタルモノニ付テハ此ノ限ニ
第十條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ残餘財産ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金額及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス	第十條 法人解散シタル場合ニ於テ其ノ残餘財産ノ價額カ解散當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金額及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ヲ以テ法人ノ清算所得トス
法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ所得スル株式ノ拂込済金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得トス	法人合併ヲ爲シタル場合ニ於テ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ株主又ハ社員カ合併後存續スル法人若ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ヨリ合併ニ因リテ所得スル株式ノ拂込済金額又ハ出資金額及金錢ノ總額カ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ合併當時ノ拂込株式金額、出資金額、積立金及最後ノ事業年度ニ於ケル留保所得ノ合計金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ清算所得トス
第十一條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス	第十一條 合併後存續スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ハ合併ニ因リテ消滅シタル法人ノ所得ニ付所得稅ヲ納ムル義務アルモノトス
第十二條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル	第十二條 第二種ノ所得ハ其ノ支拂ヲ受クヘキ金額ニ依ル
第十三條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス	第十三條 第三種ノ所得ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算出ス
二 田又ハ烟ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ	二 田又ハ烟ノ所得ハ前三年間毎年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタルモノノ平均ニ依リ算出シタル收入豫算年額但シ前三年以來引續キ
三 自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ烟ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收	三 自作セス、小作セス又ハ小作ニ付セサル田又ハ烟ニ在リテハ近傍類地ノ所得ニ依リ算出シタル收

三 山林ノ所得ハ前年ノ總收入金額ヨリ必要ノ經

費ヲ控除シタル金額

四 賞與又ハ賞與ノ性質ヲ有スル給與ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額

法人ヨリ受クル利益若ハ利息ノ配當又ハ剩餘金ノ分配ハ前年四月一日ヨリ其ノ年三月末日ニ至ル期間ノ收入金額ヨリ其ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額但シ無記名式ノ株式ヲ有スル者ノ受クル配當ハ同期間ニ於テ支

當スル金額ヲ控除シタル金額ヨリ其ノ十分ノ二ニ相当スル金額ヲ控除シタル金額

六 前各號以外ノ所得ハ總收入金額ヨリ必要ノ經費ヲ控除シタル收入豫算年額

法人ノ社員其ノ退社ニ因リ持分ノ拂戻トシテ受クル金額カ其ノ退社當時ニ於ケル出資金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額ハ之ヲ其ノ法人ヨリ受クル利益ノ配當下看做ス株式ノ消却ニ因リ支拂ヲ受クル金額カ其ノ株式ノ拂込済金額ヲ超過スルトキハ其ノ超過金額亦同シ

第十四條 前條ノ規定ニ依リ算出シタル金額一萬二千圓以下ナルトキハ其ノ所得中俸給給料歲費年金恩給退隱料賞與及此等ノ性質ヲ有スル給與ニ付テハ其ノ十分ノ一、六千圓以下ナルトキハ同十分ノ二ニ相當スル金額ヲ控除ス

戶主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

第十五條 前二條ノ規定ニ依リ算出シタル金額三千圓以下ナル場合ニ於テ其ノ年四月一日現在ノ同居ノ戸主及家族中年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具發疾者アルトキハ其ノ所得ヲ有スル者ノ申請ニ依リ其ノ所得ヨリ左ノ各號ノ規定ニ依ル金額ヲ控除ス但シ第二條ノ規定ニ依ル納稅義務者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一 所得千圓以下ナルトキ

年齡十八歳未滿若ハ六十歳以上ノ者又ハ不具發疾者

一人ニ付百圓

二 所得二千圓以下ナルトキ

一人ニ付七十圓

三 所得三千圓以下ナルトキ

一人ニ付五十圓

四 同

五 同

六 同

七 同

八 同

九 同

十 同

十一 同

十二 同

十三 同

十四 同

十五 同

十六 同

十七 同

十八 同

十九 同

二十 同

二十一 同

二十二 同

二十三 同

二十四 同

二十五 同

二十六 同

二十七 同

二十八 同

二十九 同

三十 同

戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ付前項ノ規定ヲ適用ス戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得ニ付亦同シ

前項ノ場合ニ於テハ所得ヨリ控除セラルヘキ金額ハ各其ノ所得ニ案分シテ之ヲ計算ス

同一人ニシテ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トヲ有スル場合ニ於テハ前三項ノ規定ニ依ル控除ハ先ツ山林以外ノ所得ニ付之ヲ爲シ不足アルトキハ山林ノ所得ニ及フ

第一項不具發疾者ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 北海道府縣郡市町村其ノ他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、佛堂及民法第三十四條ノ規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得税ヲ課セズ

第十七條 第三種ノ所得ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニハ所得税ヲ課セズ

一 軍人從軍中ノ俸給及手當

二 扶助料及傷病疾病者ノ恩給又ハ退隱料

三 旅費學資金及法定扶養料

四 郵便賄金、產業組合貯金及銀行貯蓄預金ノ利子

五 營利ノ事業ニ屬セサル一時ノ所得

六 日本ノ國籍ヲ有セサル者ノ本法施行地外ニ於ケル資產、營業又ハ職業ヨリ生スル所得

七 乘馬ヲ有スル義務アル軍人カ政府ヨリ受クル馬

八 糧、繫畜料及馬匹保續料

九 稅ヲ免除ス

十 稽ム者ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ開業ノ年及其ノ翌年ヨリ三年間其ノ業務ヨリ生スル所得ニ付所得

十一 第三種ノ所得ハ六百圓ニ満タサルトキハ所付税ヲ課セズ第十四條及第十五條ノ規定ニ依ル控除ヲ爲シタル爲六百圓ニ満タサルニ至リタルトキ亦同シ

十二 戸主及其ノ同居家族ノ所得ハ之ヲ合算シ其ノ總額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ区分シ各別ニ税率ヲ適用ス

甲 公債ノ利子

乙 其他

第十二條 第三種ノ所得ニ對スル所得税ハ所得金額ヲ左ノ各級ニ區分シ遞次ニ各税率ヲ適用シテ之ヲ賦課ス但シ山林ノ所得ト山林以外ノ所得トハ之ヲ区分シ各別ニ税率ヲ適用ス

第十三條 第一種ノ所得ニ對スル所得税ハ左ノ税率ヲ適用ス

第十四條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第十五條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第十六條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第十七條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第十八條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第十九條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第二十條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第二十一條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

第二十二條 第二種ノ所得ニ付亦同シ

金額ヲ超ユル金額

同百分ノ十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

ヲ超ユル金額

同百分ノ二十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

百分ノ八

額ヲ超ユル金額

同百分ノ三十ノ割合ヲ以テ算出シタル金額

百分ノ十五

百分ノ七、五

百分ノ二

百分ノ四

百分ノ八

百分ノ十五

百分ノ十一

百分ノ十三

百分ノ九

百分ノ五

百分ノ七

百分ノ九

三九

三萬圓ヲ超ユル金額
五萬圓ヲ超ユル金額
七萬圓ヲ超ユル金額
十萬圓ヲ超ユル金額
二十萬圓ヲ超ユル金額
五十萬圓ヲ超ユル金額
百萬圓ヲ超ユル金額
二百萬圓ヲ超ユル金額ハ其ノ一百萬圓迄毎ニ遞次
百分ノ三ヲ加ヘ百分ノ四十二至リテ止ム
前項ノ場合ニ於テ戸主及其ノ同居家族ノ所得金額ハ之ヲ合算シ其ノ總額ニ對シ税率ヲ適用シテ算出シタル金額ヲ各其ノ所得金額ニ案分シテ各其ノ稅額ヲ定ム戸主ト別居スル二人以上ノ同居家族ノ所得金額ニ付亦同シ

第二十三條 第一種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ財產目錄、貸借對照表、損益計算書又ハ清算若ハ合併ニ關スル計算書並第四條乃至第十條ノ規定ニ依リ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附シ其ノ所得ノ政府ニ申告スベシ但シ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有セサル法人ハ本法施行地ニ於ケル資產又ハ營業ニ關スル損益ヲ計算シタル所得及資本金額ノ明細書ヲ添附スベシ前項ノ規定ハ第一種ノ所得ニ付所得稅ヲ課セラルヘキ法人ニ付其ノ所得ニキ場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者ハ毎年四月中ニ所得ノ種類及金額ヲ詳記シ政府ニ申告スベシ

第十五條 ノ規定ニ依ル控除ヲ受ケムトスル者ハ前項ノ申告ト同時ニ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ申請書ヲ提出スヘシ

第二十五條 第一種ノ所得金額ハ第二十三條ノ申告ニ依リ、申告キトキ又ハ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ政府ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定シ第三種ノ所得金額ハ所得調査委員會ノ調査ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス

第二十六條 稅務署長ハ毎年第三種ノ所得ニ付納稅金額ヲ決定ス

第二十七條 各稅務署所轄内ニ所得調査委員會ヲ設置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市又ハ北海道、沖繩縣ノ區ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ所得調査委員會ヲ置クコトヲ得

第二十九條 調査委員及補闕員ノ選舉區域ハ所得調査委員會ヲ置クヘキ區域ニ依リ投票區及開票區ハ市町村又ハ北海道、沖繩縣ノ區ノ區域ニ依ル但シ市制第六條ノ規定ニ依リ指定セラレタル市ニ在リテハ區ノ區域ニ依ル

第三十條 選舉區域内ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十四條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選舉人名簿ニ登録セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選舉シ又ハ調査委員若ハ補闕員ニ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ此ノ限ニ在フス

第三十一條 投票區内ニ住居シ前年第三種ノ所得稅ヲ納メ其ノ年第二十四條ノ申告ヲ爲シタル者ニシテ選舉人名簿ニ登録セラレタルモノハ調査委員及補闕員ヲ選舉セラルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一二該當スル者ハ此ノ限ニ在フス

第三十二條 稅務署長ハ投票區内ニ自ラ投票所ニ至リ被選舉人各一人ノ氏名ヲ各別ノ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

第三十三條 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ調査委員及補闕員ノ各選舉ニ付一人一票ニ

第三十四條 市區町村長又ハ戸長ハ投票ヲ調査シ直ニ其ノ結果ヲ稅務署長ニ報告スベシ

第三十五條 稅務署長前條ノ報告ヲ受ケタルトキハ投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付ス

第三十六條 投票開票及選舉會ニハ立會人ヲ立會ハシムベシ

立會人ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十七條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第三十八條 調査委員及補闕員ノ選舉終了シタルトキハ稅務署長ハ當選人ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市區町村長又ハ戸長ニ通知スベシ

第三十九條 調査委員又ハ補闕員ニ當選シタル者ハ正當ノ事故ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第四十條 調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年トス但シ選舉區域ニ變更ヲ生シタル場合ニ於テハ其ノ任期ハ選舉區域ニ變更ヲ生シタル日ノ屬スル月ヲ以テ終了スルモノトス

第四十一條 調査委員及補闕員ノ改選ハ前任者ノ任期満了ノ月ノ翌月ニ於テ之ヲ行フ

第四十二條 調査委員ニ闕員ヲ生シタルトキハ投票ノ最多數ヲ得タル補闕員ヨリ順次之ヲ補充シ投票ノ數同シキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

調査委員ニ闕員ヲ生シ之ヲ補充スベキ補闕員ナキトキハ調査委員ノ補闕選舉ヲ行フ

第四十三條 前條ノ規定ニ依リ調査委員又ハ補闕ト選舉區域ノ變更ニ因リ新ニ選舉セラレタル調査委員及補闕員ノ任期ハ選舉區域變更前ニ於ケル調査委員及補闕員ノ選舉期日ノ屬スル月ヨリ四年ヲ以テ終了ス

第四十四條 調査委員又ハ補闕員第三十條第一項
各號ノ一二該當スルニ至リタルトキ、第三種ノ所得ニ
付納稅義務ヲ有セサルニ至リタルトキ又ハ其ノ選舉
區域内ニ住居セサルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ
第四十五條 所得調査委員會ノ開會日數ハ三十日
以内トシ地方ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第四十六條 所得調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依
リ之ヲ開ク

第四十七條 所得調査委員會ハ毎年開會ノ始ニ於テ
調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第四十八條 所得調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル
委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス
議事ハ出席員ノ多數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルト
キハ會長ノ決スル所ニ依ル

第四十九條 調査委員ハ自己及自己ト同一戸籍内ニ
在ル者ノ所得ニ關スル議事ニ與ルコトヲ得ス

第五十條 八月三十日迄ニ所得調査委員會成立
セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定ス
所得調査委員會開會ノ日ヨリ第四十五條ノ期間内
又ハ八月三十日迄ニ調査結了セサルトキハ政府ニ於
テ調査未済ノ所得金額ヲ決定ス

第五十一條 政府ハ所得調査委員會ノ決議ヲ不當ト
認ムルトキハ七日以内ノ期間ヲ定メ之ヲ再調査ニ付
ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再調査期間内
二調査結了セサルトキハ政府ニ於テ所得金額ヲ決定
ス

第五十二條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ所得調査委
員會ニ出席シ意見ヲ陳述スルコトヲ得
第五十三條 調査委員ニハ手當及旅費ヲ給ニ
第五十四條 本法施行地ニ於テ利子支拂ヲ爲スヘキ
公債又ハ社債ヲ募集シタル者ハ遲滯ナク其ノ公債又
ハ社債ニ付左ノ事項ヲ記載シタル調書ヲ政府ニ提出
スヘシ

第五十五條 第三種ノ所得ニ屬スル俸給給料歲費年
金恩給退隱料賞與若ハ此等ノ性質ヲ有スル給與ノ
支拂ヲ爲ス者又ハ利益若ハ利息ノ配當若ハ剩餘金
ノ分配ヲ爲ス法人ハ命令ノ定ムル所ニ依リ支拂調書

ヲ政府ニ提出スヘシ
前項ノ支拂調書ヲ提出シタル者ニ對シテハ命令ノ定
ムル金額ヲ交付スルコトヲ得
第五十六條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要
アルトキハ納稅義務者、納稅義務アリト認ムル者又ハ
前條第一項ノ支拂調書ヲ提出スル義務アル者ニ質
問スルコトヲ得
第五十七條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ調査上必要
アルトキハ納稅義務者又ハ納稅義務アリト認ムル者
ニ金錢又ハ物品ヲ支拂フノ義務ヲ有スト認ムル者ニ
對シ其ノ金額、數量、價格又ハ支拂期日ニ付質問ス
ルコトヲ得
第五十八條 第二十五條、第五十條又ハ第五十一條
ノ規定ニ依リ第一種又ハ第三種ノ所得金額ヲ決定
シタルトキハ政府ハ之ヲ納稅義務者ニ通知スヘシ
本法施行地内ニ住所又ハ居所ヲ有セサル納稅義務
者納稅管理人ノ申告ヲ爲ササルトキハ前項ノ通知ハ
公告ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ公告ノ
初日ヨリ七日ヲ經過シタルトキハ其ノ通知アリタルモ
ノト看做ス
第五十九條 納稅義務者前條ノ規定ニ依リ政府ノ通
知シタル所得金額ニ對シテ異議アルトキハ通知ヲ受ケ
タル日ヨリ二十日内ニ不服ノ事由ヲ具シ政府ニ審査
ノ請求ヲ爲スコトヲ得
前項ノ請求アリタル場合ト雖政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶
豫セス
第六十條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ所得審
查委員會ノ決議ニ依リ政府ニ於テ之ヲ決定ス
所得審查委員會ハ前條第一項ノ請求ヲ爲シタル者
ニ對シ其ノ所得ニ不服ノ事實ヲ質問スルコトヲ得
第五十一條ノ規定ハ所得審查委員會ノ決議ニ之ヲ
準用ス
第六十一條 各稅務監督局所轄内ニ所得審查委員
會ヲ置ク
一 收稅官吏中ヨリ大藏大臣ノ命シタル者三人
二 稅務監督局所轄内各府縣又ハ北海道ニ於テ調
査委員ノ互選シタル者府縣ニ在リテハ各一人
北海道ニ在リテハ四人

第六十二條 調査委員ヨリ選舉セラレタル審査委員ニ
ハ日當及旅費ヲ給ス
第六十三條 第三種ノ所得ニ付納稅義務アル者收入
豫算年額四分ノ一以上ヲ減損シタルトキハ政府ニ所
得金額ノ更訂ノ請求ヲ爲スコトヲ得但シ翌年一月三
十一日ヲ過ギタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
所得金額決定後贈與ヲ爲シタル爲所得金額ヲ減損
シタル場合ニハ前項ノ規定ヲ適用セス
第六十四條 前條第一項ノ請求アリタルトキハ政府ニ
所得金額ヲ查覈シ收入豫算年額ニ對シ四分ノ一以
上ノ減損アルトキハ之ヲ更訂ス
第六十五條 紳稅義務者第六十條ノ決定又ハ前條ノ
更訂處分ニ對シ不服アルトキハ訴願又ハ行政訴訟ヲ
爲スコトヲ得
第六十六條 第一種ノ所得ニ付テハ事業年度毎ニ所
得稅ヲ徵收ス但シ清算所得ニ付テハ清算又ハ合併ノ
際之ヲ徵收ス
第二種ノ所得ニ付テハ其ノ金額支拂ノ際支拂者其ノ
所得稅ヲ徵收シ翌月十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムヘシ
第三種ノ所得ニ付テハ所得稅ノ年額ヲ四分シ左ノ四
期ニ於テ之ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ
申告ヲ爲サヌシテ本法施行地外ニ住所又ハ居所ヲ移
所得稅ヲ徵收ス但シ納稅義務者納稅管理人ノ
ストキハ直ニ其ノ所得稅ヲ徵收スルコトヲ得
第一期 其ノ年九月一日ヨリ三十日限
第二期 其ノ年十一月一日ヨリ三十日限
第三期 翌年一月一日ヨリ三十一日限
第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限
第六十七條 前條第二項ノ規定ニ依リ徵收スヘキ所
得稅ヲ徵收セサルトキ又ハ其ノ徵收セラル稅金ヲ納
付セササルトキハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ支拂者ヨリ
徵收ス
第六十八條 法人解散シタル場合ニ於テ清算所得ニ
對スル所得稅又ハ前條ノ規定ニ依リ徵收セラル稅
金ヲ納付セヌシテ殘餘財產ヲ分配シタルトキハ其ノ
稅金ニ付清算人連帶シテ納稅ノ義務アルモノトス
第六十九條 第六十三條第一項ノ請求アリタルトキ
ハ政府ハ更訂處分ノ確定スルニ至ル迄稅金ノ徵收ヲ
猶豫スルコトヲ得
第七十條 第三種ノ所得ニ付二以上ノ稅務署所轄
内ニ於テ所得金額ノ決定アリタルトキハ政府ハ納稅
義務者ノ住所地以外、住所ナキトキハ住所地以外ニ
於ケル所得金額ノ決定ヲ取消スヘシ

前項ノ原料用酒類ハ製成ノ時石數ノ検定ヲ受クルコ

第十條ニ左ノ一項ヲ加フ

第八條ノ一ニ依リ検定シタル酒類前項各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ其ノ検定石數ヲ以テ査定石

第十三條中「金四圓」ヲ「七圓」ニ改ム
數トシ造石稅ヲ課ス

附
則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三條ノ改正規定ノ適用ニ付テハ大正九年九月三十日迄仍從ノ例ニ依ル

第七 酒精及酒精含有飲料稅法中改正法

律案(政府提出) 第一讀會
及酒精含有飲料稅法中改正法律案

酒精及酒精含有飲料稅法中左ノ通改正ス

十五圓」三改ム
第五條ノ二中「二十四圓」ヲ「三十五圓」三改ム

本法八大正九節
附則

第九 麥酒稅法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

麥酒稅法中改正法律案

第三條中「十二圓」、「十八圓」三改ム
附 則

本法ハ大正九年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

第十一 明治四十一年法律第二十四號中

明治四十一年法律第二十四號中改正法律案
改正法律案(政府提出)第一讀會

明治四十一年法律第二十四號中左ノ通改正ス
第一條中「沖繩縣及」ヲ削ル

附則

沖繩縣酒類出港稅則ハ之ヲ廢止ス

味淋又ハ燒酎ヲ沖繩縣ニ移出スル場合ニ於テハ仍從前ノ例ニ依ル

稅ガ十分ニ行ハレテ居ラヌノアリマス、サウニ云フ狀態アリマスル、併ナガラ一方考へマスト云フト、銀行ニ向シ定期預金ヲ爲ス如キ人々ハ、多クハ比較的の擔稅力ノアル人とデ

アリマス、之ニ對シテ事實上殆ド課稅ヲシ得ザルト云フヤウナコトハ、負擔ノ公平上看過スベカラザルモノデゴザイマスルガ故ニ、是ハ課稅上ノ便宜手段ヲ攻究致シマシテ、第一種所得トシテ其利子支拂ノ際ニ徵稅スルコトニ致シタノデゴザイマス、第七ニハ山林所得ノ計算デゴザリマスルガ、現行法ニ於キマシテハ、法文上山林伐採ノ所得ニ對シマシテ、課稅スル規定ニナシテ居リマスルカ、ソレガ爲メニ立木ノ儘賣却シタルモノニ就テハ、假令如何程ノ多額ノ所得ガアリマシテモ、課稅スベキモノダナイト云コトニ、行政裁判所ノ判決例が出來タノデゴザイマス、ソレガ爲メニ伐採シテ賣却シタルモノト、立木ノ儘賣却シタルモノトノ間ニ課稅ノ上ニ著シキ不權衡ヲ來スコトニナルノデゴザイマス、併ナガラ立木ノ儘賣却シタル場合ト雖モ、苟モ所得ノアル以上ハ其所得ニ課稅スペキハ、當然ノコト、考ヘルノデゴザイマスルガ故ニ、此趣旨ニ改正スルノ必要ヲ認メマシタ、又山林ノ所得ハ通例永キ年月ヲ經テ、一時ニ多額ノ所得ヲ生ズベキ性質ノモノデゴザリマスルガ、サウ言フ特殊ノモノアルニ拘ラズ、現行法ノ如クニ之ヲ山林以外ノ所得ト合算シテ累進率ヲ以テ課稅スルト云フコトハ、如何ニモ過酷ナル結果ヲ生ジマス、不穩當アルト考ヘマシタニ依テ、改正案ニ於キマシテハ特ニ之ヲ他ノ所得ト區分シマシテ、各別ニ稅率ヲ適用スルコトニ改メタノデゴザイマス、第八ニハ所調査委員ノ選舉方法ノコトアリマスルガ、現行ノ間接選舉法ハ、選舉ノ手續上ニ幾分ノ便宜ハゴザイマスルガ、又調查委員ノ配置等ノ點ニ就テ考ヘマスルト、其不便モ亦尠カラザルヤウデゴザイマス、ソレ故ニ之ヲ直接選舉ニ改メシテ、是ト同時ニ單記無記名制度ト致シマシタ、又上述委員ノ選舉ニ就キマシテモ、現行ノ規定ハ多少不便ナル所ガアリマスカラシテ、審査ノ機能ヲ十分ニ發揮シ得ベキコトニ、是モ亦種々相當ノ改正ヲ加ヘタノデゴザイマス、以上述ベマシタル如ク所得稅ニ就キマシテハ、稍根本ニ觸レテ改正ヲ加ヘマシタガ、是等ノ改正ト共ニ、大ニ又考慮シナケレバナヌコトハ此改正稅法ヲ圓滿ニ實行シ、其效果ヲ十分ニ發揮サセマスニハ納稅者ノ誠實ナル申告ニ俟タニバナヌノデゴザイマス、故ニ將來國民一般ニ對シマシテ、一層誠實ナル申告ヲ爲スヤウニ、特ニ希望シテ已マザル次第ゴザイマス、是ハ所得稅ニ對スル改正案ノ大體アリマスガ、尙ホ此法律案ニ關聯致シマシテ、所得稅ニ就テ、内地ト植民地トノ間ニ於ケル課稅ノ重複ヲ避ケル爲メニ、別ニ相當ノ規定ヲ要スルノデゴザイマシテ、此所ニハ所得稅ノ施行ニ關ス

ル法律案ヲ提出致シタル、次第アゴザイマス、次ニ酒造稅法中改正法律案外三件ニ就キマシテハ、大體ノ説明ヲ申上

ダマスガ、今回ノ改正ハ財政計畫上歳入增加ノ必要ニ依テ、酒稅一般ノ稅率ヲ増加スルト同時ニ、酒造稅法ニ就テハ、今ハ當業者ノ最モ不便ヲ感シツ、アリマスル點ニ就テ

アリマシテ、第一ニ酒類稅率ハ、大體ニ於テ現在ノ一石二十圓、又ハ二十三圓ヲ十圓ゾ引上ゲテ、一石三十圓、又超ユル燒酎ニ付キマシテハ、其性質及ビ市場取引ノ實況ニ鑑ミマシテ、從來ノ種別課稅ヲ廢シマシテ、度數課稅トスルコトニ致シマシタ、次ニ酒造稅ノ納稅保證率ハ、一石ニ付テ四圓ノ割合アリマシタ、是ハ明治三十一年、酒類ノ稅率一石十二圓ノ當時ニ定メラタモノニアッテ、今日マテ其儘ニヤッテ居リマスガ、是ガ改正稅率ニ對シマシテハ、僅ニ八分ノ一、乃至十三分ノ一ニシカ當ラナイノデゴザイマス、ソコデ相當ト見マシタノデ、此際是モ一石七圓ニ引上ゲルコトノ必要ヲ認メタ次第アリマス、尙ホ燒酎ニ就キマシテハ、從來精製高ノ全部ニ對シテ課稅シテ居リマシタガ、多少ノ貯藏減リヲ控除シテ課稅スルコトヲ相當ト認メマシテ、查定石數ノ百分ノ一以内ヲ控除スルコトニ致シマシタ、次ニ酒類及酒類含有飲料稅法、並ニ麥酒稅法中改正案ハ、是ハ何レモ單ニ稅率ノ改正ニミニ止ルノデゴザイマシテ、酒精及酒精含有飲料ハ、酒精分一度毎ニ稅率一圓トアルヲ一圓五十錢ト改メ麥酒ハ一石十二圓トアルヲ十八圓ニ改メントスルノデゴザイマス、次ニ明治四十一年法律第二十四號中ノ改正ハ從來沖繩縣、及東京府、小笠原島、伊豆七島ノ酒造稅率ハ、內地ノ三分ノ一アリマシタガ、沖繩縣ハ近來民度が昂進致シマシテ、既ニ他ノ諸稅法ニ於テハ、殆ド全體内地ト同様ニ施行セラレテ居ルノアリマス、特ニ此之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ損傷紙幣引換ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四月一日以後之ヲ發行セス

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行

(政府委員神野勝之助君登壇)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ノ通リ「議長指名」ト呼フ者アリ
○議長(奥繁三郎君) 本議案ニ對スル委員選舉方法ニ關スル動議ヲ詰リマス
〔岩崎君ノ動議ノ通リ「議長指名」ト呼フ者アリ〕
○議長(奥繁三郎君) 議長指名ニ異議ナキモノト認メマス
ス――日程第十三小額紙幣發行ニ關スル法律案第一讀會ヲ開キマス、提出者、趣旨辨明、議長ノ質疑ヲ許シマス
ノ必要ヲ認メタ次第アリマス、尙ホ燒酎ニ就キマシテハ、從來精製高ノ全部ニ對シテ課稅シテ居リマシタガ、多少ノ貯藏減リヲ控除シテ課稅スルコトヲ相當ト認メマシテ、查定石數ノ百分ノ一以内ヲ控除スルコトニ致シマシタ、次ニ酒類及酒類含有飲料稅法、並ニ麥酒稅法中改正案ハ、是ハ何レモ單ニ稅率ノ改正ニミニ止ルノデゴザイマシテ、酒精及酒精含有飲料ハ、酒精分一度毎ニ稅率一圓トアルヲ一圓五十錢ト改メ麥酒ハ一石十二圓トアルヲ十八圓ニ改メントスルノデゴザイマス、次ニ明治四十一年法律第二十四號中ノ改正ハ從來沖繩縣、及東京府、小笠原島、伊豆七島ノ酒造稅率ハ、內地ノ三分ノ一アリマシタガ、沖繩縣ハ近來民度が昂進致シマシテ、既ニ他ノ諸稅法ニ於テハ、殆ド全體内地ト同様ニ施行セラレテ居ルノアリマス、特ニ此之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ損傷紙幣引換ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四月一日以後之ヲ發行セス

第十三 小額紙幣發行ニ關スル法律案

(政府提出)

小額紙幣發行ニ關スル法律案

大正六年勅令第二百二號ニ依ル小額紙幣ハ當分ノ内之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ

右勅令ニ依リマスルト云フト、講和條約調印ノ日カラ一箇年ヲ經アバ、發行ヲ停止スルト云フコトニナシテ居ルノアリ

之ヲ發行スルコトヲ得但シ二十錢及十錢ノ小額紙幣ハ

損傷紙幣引換ノ爲ニスル場合ヲ除クノ外大正十年四

月一日以後之ヲ發行セス

附 則

○議長(奥繁三郎君) 日程第十六、右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス
○議長(奥繁三郎君) 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト爲シマス
○議長(奥繁三郎君) 誤リマシタ十四デス

第十四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

○岩崎勤君 委員ノ數ヲ九名トシ、議長ニ於テ指名セラ
レンコトヲ望ミマス

〔「賛成々々」下呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ノ通りニ決シマシ
タ—日程第十五實業教育費國庫補助法中改正法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス

第十五 實業教育費國庫補助法中改正法律案

律案(政府提出) 第一讀會

實業教育費國庫補助法中改正法律案

實業教育費國庫補助法中左ノ通改正ス

第六條ノ二 主務大臣ハ第二條ニ規定スルモノノ外第

一條ノ金額ノ範圍内ニ於テ北海道府縣ニ對シ實業

補習教育獎勵ニ必要ナル補助金ヲ交付スルコトヲ得

第七條中「第一條ヲ「第二條及前條」ニ「八分ノ一以

内ヲ一部三改ム

〔國務大臣中橋德五郎君登壇、拍手起ル〕

○國務大臣(中橋德五郎君) 實業教育費國庫補助法

中改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、是ハ從來豫算

ニ二十八万圓ノ補助費ヲ計上シテ居ル譯アリマスルガ、

今回尙ホ補習教育ノ獎勵ヲ致スガ爲メニ、年額三十萬圓

即チ今度ノ追加豫算ニ於テハ、其半額ノ十五万圓ヲ計上

シテアルノデアリマス、ソレガ爲メニ法案ノ改正ヲ必要トスル

譯デアリマスカラ、兩方關聯シテ居ル譯アリマスガ、ドウゾ

御審議ヲ願ヒタイト思ヒマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 日程第十六、右議案ノ審査ヲ付

託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第十六 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

○議長(奥繁三郎君) 岩崎勤君
〔「賛成々々」ト呼フ者アリ〕

○岩崎勤君 委員ノ數ハ特二十八名トシ、議長ニ於テ指

名セラレンコトヲ望ミマス

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ異議アリマセヌカ
如ク決シマス—日程第十七、鐵道敷設法中改正法律案
ノ第一讀會ヲ開キマス

ノ第一讀會ヲ開キマス、元田鐵道大臣

第十七 鐵道敷設法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

鐵道敷設法中改正法律案

鐵道敷設法中左ノ通改正ス

第七條第一項第一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 中央豫定線ノ内山梨縣下甲府ヨリ靜岡縣下岩

淵ニ至ル鐵道中山梨縣下甲府ヨリ丸瀧ニ至ル

同項第八號末尾ニ左ノ如ク加フ

及本線ヨリ分岐シテ山形縣下米澤ニ至ル鐵道中新

潟縣下坂町ヨリ山形縣下今泉ニ至ル鐵道

同項第十一號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 奥羽豫定線ノ内巣手縣下盛岡ヨリ山田ニ至ル

鐵道 同項第十八號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 山陰及山陽連絡豫定線ノ内廣島縣下廣島ヨリ

島根縣下濱田ニ至ル鐵道中島根縣下江津ヨリ

同項第三十號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一 九州豫定線ノ内福岡縣下飯塚ヨリ原田ニ至ル

鐵道中同縣下長尾ヨリ原田ニ至ル鐵道

〔國務大臣元田肇君登壇、拍手起ル〕

○國務大臣(元田肇君) 鐵道敷設法中改正法律案ノ提

出ノ理由ヲ申上マス、交通機關就中鐵道ノ發達スルト

否トガ、產業上國防上ニ至大ナル關係ヲ有スルコトハ、今

更私カ此處ア贅說スルヲ俟タス所アリマス、而シテ我國ノ

鐵道が朝野協力致シマシテ、其普及ニ努メタ結果ガ、今日

デハ總延長ノ幹支兩線ヲ合セマシテ、約八千二百餘哩ニ

達シマシタ、之ガ爲メ交通上ノ利便ハ大ニ増進セラレタ次

第デアリマスルガ、尙ホ國家ノ進運ト地方ノ開發ト願ミレ

バ、マダ中ニ満足スルコトガ出來ナイノアリマス、故ニ一方

ニ於キマシテ、政府ハ鐵道敷設法ニ依ル所ノ豫定線ヲ一期

線ニ五線ヲ繰上ダマシテ、尙ホ輕便線ニシテ然ルベキモノヲ

二十一線路程選定致シマシテ、議會ニ提出シタ次第アリマ

ス、當院ハ殆ド滿場一致ノ御賛成ヲ得マシテ可決致シマシ

テ、貴族院ニ於テ審議セラレマス中ニ、彼ノ普選問題ノ爲メ

ニ其儘ニナリマシタコトハ、誠ニ鐵道ノ上カラシテ甚ダ、遺憾

ナ事アリマス、今回當議會ヲ開カレルニ方リマシテ、尙ホ

布セシム

御名 御璽

大正九年勅令第百七十一號

大正九年五月二十六日

内閣總理大臣

海軍大臣

加藤友三郎

敬

外務大臣

子爵内田康哉

原

陸軍大臣

男爵高橋是清

義一

審議ノ上ニ、愈、前回ニ於テ政府ノ提出シタル線ノ至當ナ
ルヲ認メマシテ、再び茲ニ鐵道敷設法中ノ豫定線トナテ居

リマニ甲府丸瀧間、坂町今泉間、盛岡山田間、江津三次

間、長尾原田間ノ五線路ヲ鐵道敷設法中ノ豫定線トシテ

掲ゲテ置キマシタガ、之ヲ同法ノ第一期線ト爲スコトニ致シ

マシテ、本改正案ヲ提出致シタ次第アリマス、前回ニ於キ

ド滿場一致可決ヲ致シタ次第アリマス、今回右改正案

ノ外ニ、二十一線路ニ對スル財政計畫等ヲ合セテ、豫算ニ

計上致シマシテ提出シテアリマス、曩ニ本院デ可決ニナシタ

所モアリ、鐵道會議ニ於キマシテモ、全然之ヲ至當ナリト認

メラレテ居ルノアリマスカラシテ、本會モ亦速カニ御協賛

ヲ與ヘラレントコトヲ切ニ希ヒマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 日程第十八、右議案ノ審査ヲ付

託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト爲シマス

所モアリ、鐵道會議ニ於キマシテモ、全然之ヲ至當ナリト認

メラレテ居ルノアリマスカラシテ、本會モ亦速カニ御協賛

ヲ與ヘラレントコトヲ切ニ希ヒマス(拍手起ル)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎勤君ノ動議ニ異議アリマセヌ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

農商務大臣 山本 達雄
内務大臣 床次竹二郎
文部大臣 中橋徳五郎
遞信大臣 野田卯太郎

鐵道大臣 元田 肇
司法大臣 伯爵大木 遠吉

勅令第百七十一號

第一條 獨逸國又ハ其ノ國人若ハ法人ニ屬スル政府
管理財產ヲ以テ同盟及聯合國ト獨逸國トノ平和條約
約第二百九十七條ニ規定スル支拂ニ充ツルハ本令ノ
定ムル所ニ依ル

第二條 前條ノ政府管理財產ノ上ニ存スル抵當權、質
權其ノ他ノ擔保權ヲ實行セムトスルトキハ其ノ擔保
權者ハ第三條乃至第六條ノ規定ニ依リテ之ヲ爲スヘ
シ

第三條 前條ノ擔保權者ハ本令施行ノ日ヨリ三月内
ニ其ノ擔保權ヲ特殊財產管理局ニ届出シヘシ
前項ノ規定ニ依ル届出ニハ擔保權ノ性質及原因並
債權ノ額ヲ表示シ且證據書類又ハ其ノ賄本ヲ提出ス
ヘシ

第四條 前條ニ規定スル期間ヲ經過シタル後届出ヲ爲
シタル擔保權者ハ擔保權ノ目的タリシ財產ノ殘餘價
額ノ限度ニ於テノミ政府管理財產ニ付擔保權ヲ實
行スルコトヲ得

第五條 第二條ノ擔保權ハ辨濟期ニ至ラサル債權、條
件附債權又ハ存續期間ノ不確定ナル債權ニ付テモ
之ヲ實行スルコトヲ得

第六條 特殊財產管理局ハ届出アリタル擔保權ノ目
的タル管理財產ノ賣却代金ノ中ヨリ管理ノ費用ヲ控
除シ其ノ殘金ヲ以テ其ノ擔保權者及之ニ優先スル權
利ヲ有スル者ニ民法其ノ他ノ法令ノ規定ニ依ル順位
ニ從ヒテ支拂ヲ爲スヘシ

第七條 第一條ニ規定スル支拂ヲ受ケムトスル者ハ本
令施行ノ日ヨリ六月内ニ其ノ權利ニ付特殊權利審
查會ニ審査ヲ請求スヘシ

特殊權利審査會ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキ
ハ前項ニ規定スル期間満了後ニ於テモ仍審査ノ請求
ヲ受理スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ラサル審査ノ請求ハ前二項ノ規定
ニ依ル請求者ニ對シ支拂ヲ爲シ仍政府管理財產ニ殘
餘アリト認ムル場合ニ限り支拂ヲ爲スコトヲ條件トシ
テ之ヲ受理スルコトヲ得

特殊權利審査會前三項ノ規定ニ依リ審査ノ請求ヲ
前二項ノ規定ニ依ラサル審査ノ請求ハ前二項ノ規定
ニ依ル請求者ニ對シ支拂ヲ爲スコトヲ條件トシ
テ之ヲ受理スルコトヲ得

受理シタルトキハ其ノ請求ハ之ヲ特殊財產管理局ニ
對スル支拂ノ請求ト看做ス

第八條 賠償請求ノ目的ヲ財產回收ニ依リ達セムトス
ル者ハ本令施行ノ日ヨリ五月内ニ其ノ希望ヲ表示シ
其ノ權利ニ付特殊權利審査會ニ請求スヘシ

第九條 第七條ニ規定スル審査ノ請求ハ時效ノ中斷
二關シテハ之ヲ裁判上ニ請求ト看做ス

第十條 特殊權利審査ノ爲必要ト認ムルトキハ證人
又ハ鑑定人ノ訊問其ノ他ノ證據調ヲ爲スコトヲ得
前項ノ證據調ハ裁判所其ノ他ノ官廳ニ嘱託シテ之ヲ
爲スコトヲ得

前二項ノ證據調ニ關シテハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

第十一條 特殊權利審査會ノ組織及審査ニ關シ必要
ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 特殊權利審査會ハ賠償請求ニ關スル審査ノ
請求ヲ理由ナシト認ムル場合ヲ除クノ外同盟及聯合
國ト獨逸國トノ平和條約ニ依リ事件ヲ管轄スル機關
ニ其ノ事件ヲ送付スヘシ

第十三條 第八條ノ規定ニ依ル財產回收ノ希望ノ表
示アリタル場合ニ於テハ前條ニ規定スル手續ハ其ノ
回収行ハレタルトキ、回収不能ト認メタルトキ又ハ一
部ニ付回収行ハレ他ノ部分ニ付回収不能ト認メタル
トキ之ヲ爲スヘシ

第十四條 特殊權利審査會カ金錢債權ニ關スル審査
ノ請求ニ付爲シタル決定ニ不服アル者ハ其ノ決定告
知ノ日ヨリ起算シ三月内ニ通常裁判所ニ訴ヲ提起ス
ルコトヲ得

第十五條 内地ニ住居ヲ有セサル者ニ對スル前條ノ訴
ハ政府管理財產ノ所在地ノ裁判所ニ之ヲ提起スル
コトヲ得

前項ノ政府管理財產ノ所在地ハ東京市トス

第十六條 朝鮮、臺灣、樺太、關東州及從前ノ占領地
ニ存スル政府管理財產ハ特殊財產管理局之ヲ管理

第十七條 第一條ニ規定マル支拂ハ本令ニ規定スル
手續ニ從ヒ確定シタル金額ニ依リ特殊財產管理局
之ヲ爲ス

第十八條 第一條ニ規定マル支拂ハ本令ニ規定スル
手續ニ從ヒ確定シタル金額ニ依リ特殊財產管理局
之ヲ爲ス

第十九條 第一條ニ規定マル支拂ハ本令ニ規定スル
手續ニ從ヒ確定シタル金額ニ依リ特殊財產管理局
之ヲ爲ス

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○議長(奥繁三郎君) 大木司法大臣

〔國務大臣伯爵大木遠吉君登壇、拍手起立〕
唯今議題ニナリマシテ、

○國務大臣(伯爵大木遠吉君) 勅令第百七十一號ノ事後承諾ヲ求ムル案ニ就キマシテ、
右提案ノ理由ヲ述ベマス、該案ハ同盟及聯合國ト獨逸國
トノ平和條約ノ實施ニ伴ヒマシテ、獨逸國民ノ日本ニ有ス

ル財產ヲ以テ、帝國臣民ノ獨逸政府ニ對スル損害賠償ノ
請求及獨逸國民ニ對スル金錢債權ノ辨濟ニ充ツル爲ベ
清算手續ヲ定メル必要ガアルノアリマス、緊急勅令ハ其
力ヲ有セシムル必要ガアル故ニ、本議會ニ於テ事後承諾ヲ
求ムル次第アリマス、何卒慎重御審議ノ上ニ、承諾ヲ與
ヘラレントコトヲ希ヒマス(拍手起立)

○議長(奥繁三郎君) 日程第二十、右議案ノ審査ヲ付
託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

○議長(奥繁三郎君) 誓成々々ト呼フ者アリ

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
○岩崎動君 委員ノ數ヲ特ニ十八名トシテ、議長ニ於テ
指名セラレントコトヲ望ミマス

(「賛成々々ト呼フ者アリ」)

○議長(奥繁三郎君) 岩崎君ノ動議ニ御異議アリマセヌ
○志賀和多利君 岩崎君ノ動議ヲ支持ス

○議長(奥繁三郎君) 何デアリマスカ
○志賀和多利君 私ハ島田三郎君ノ發議ヲ調査委員ニ
付託スルノ動議ヲ提出致シマス、其要點ハ島田君ハ新聞ヲ
以テ根據トシ今日ノ議場ノ無用々々ト呼フ者アリテ御通知致シマス

○議長(奥繁三郎君) 一寸御待チ下サイ、動議ニ賛成ガ
アリマスガ

○議長(奥繁三郎君) 「無イ」「下呼フ者アリ」

○議長(奥繁三郎君) 賛成ガ無ケレバ動議ハ成立致シマ
セヌ——本日ハ是ニテ散會

午後七時三十九分散會